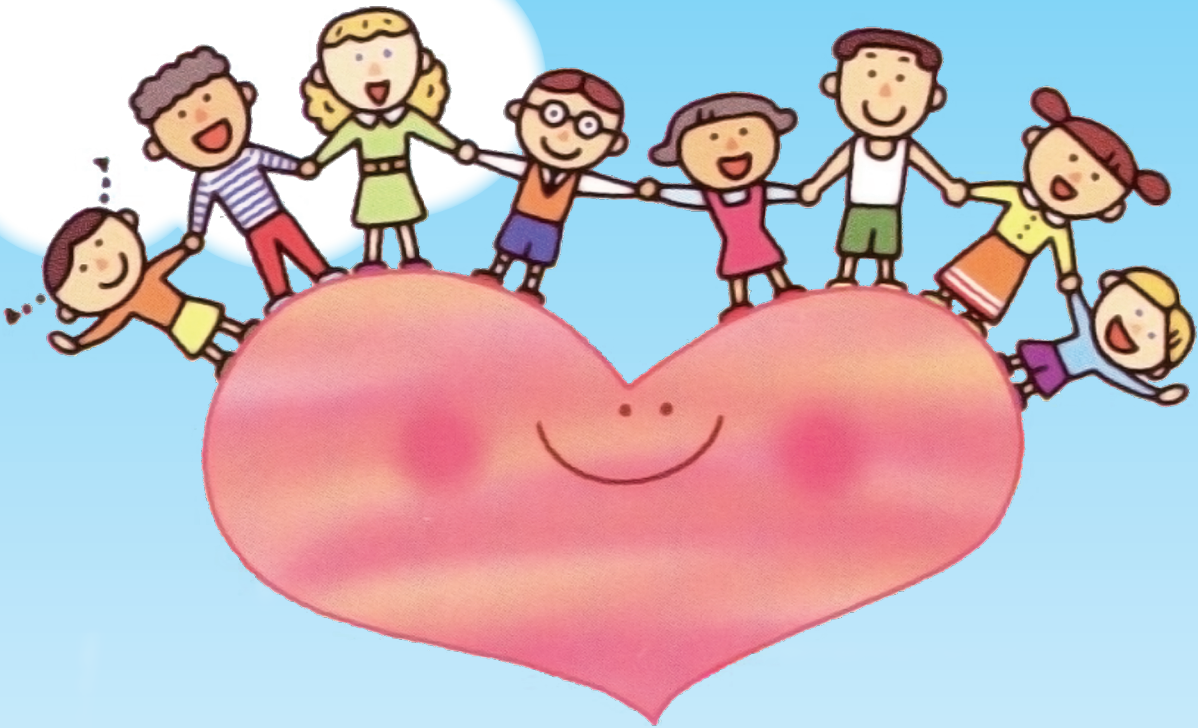


第三次

# 四万十市人権施策行動計画

～ 違いを認め合い 互いを尊重し合い

一人ひとりが豊かに生きられる まちづくり ～



令和3年3月

四万十市

## ～ 目 次 ～

<b>第1章 計画の概要</b> -----	1
【1】計画策定の社会的背景 -----	1
1. 国際的な動向 -----	1
2. 国内の動向 -----	2
3. 高知県の動向 -----	3
【2】四万十市における人権施策と策定趣旨 -----	4
1. 本市の動向 -----	4
2. 計画策定の趣旨 -----	4
【3】計画の概要 -----	5
1. 計画の位置付け -----	5
2. 計画の期間 -----	6
3. 計画の策定方法 -----	6
<b>第2章 計画の基本的な考え方</b> -----	7
【1】計画策定の視点 -----	7
1. さらなる人権施策の総合的な推進 -----	7
2. 相談・支援体制の充実 -----	8
【2】基本理念と施策の方向 -----	10
1. 本計画の基本理念 -----	10
2. 基本的施策の推進 -----	10
3. 課題別施策の展開 -----	11
【3】施策の体系 -----	12
【4】基本的施策の推進 -----	14
1. 人権意識高揚のための施策の推進 -----	14
2. 人権擁護と救済のための施策の推進 -----	16
3. 人権の視点に立った行政の推進 -----	17
<b>第3章 課題別施策の展開</b> -----	18
【1】子どもの人権 -----	18
【2】女性の人権 -----	21
【3】高齢者の人権 -----	25
【4】同和問題 -----	29
【5】障害者の人権 -----	32
【6】HIV感染症患者等の人権 -----	35
【7】外国人の人権 -----	38
【8】インターネットにおける人権 -----	41
【9】災害と人権 -----	45

【10】 犯罪被害者の人権 -----	47
【11】 性的指向・性自認 -----	49
【12】 その他の人権問題 -----	50
<b>第4章 計画の推進にあたって -----</b>	<b>52</b>
<b>資料編 -----</b>	<b>53</b>
1. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 -----	53
2. 四万十市人権施策基本方針 -----	55
3. 四万十市人権尊重の社会づくり条例 -----	61
4. 四万十市人権尊重の社会づくり協議会委員名簿 -----	63
5. 四万十市人権尊重の社会づくり協議会開催経緯 -----	64

# 第1章 計画の概要

## 【1】計画策定の社会的背景

### 1. 国際的な動向

昭和23年（1948年）、国際連合（以下「国連」と表記）の第3回総会において、世界平和と人類の自由・平等を実現するためには、全ての人の人権が何よりも尊重されなければならないという国際的な認識から「世界人権宣言」が採択されました。国連はその後、世界人権宣言を基礎として条約化した「国際人権規約」をはじめ、「人種差別撤廃条約」、「女子差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」※1など、多くの人権に関する国際規範を定め、全ての人々の人権が当然のこととして守り生かされる社会を創造するための取り組みを進めてきました。

また、平成6（1994）年の国連総会では、平成7（1995）年からの10年間を、「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、各国政府に対しても国内行動計画を定めることを求め、その10年の終了を経た平成16（2004）年国連総会において、平成17年から平成31年まで15年間の「人権教育のための世界計画」※2が採択されました。

そして、平成27（2015）年9月には、国連総会が、2030年までの国際目標としての「持続可能な開発目標（SDGs）」※3を採択しました。

しかし、このような国際的な取り組みを経た現在においても、依然として世界の各地では人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって、戦争や迫害、差別などが生じており、人権侵害や尊い生命が失われている現実があります。今日においても、人権の尊重は国際社会の最重要課題であると言えます。

#### ※1 「子どもの権利条約」（児童の権利に関する条約）

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。18歳未満の児童（子ども）を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めている。1989年の国連総会において採択され1990年に発効。日本は平成6（1994）年に批准。

#### ※2 「人権教育のための世界計画」

〈第1フェーズ行動計画 平成17（2005）年～平成21（2009）年〉

〈第2フェーズ行動計画 平成22（2010）年～平成26（2014）年〉

〈第3フェーズ行動計画 平成27（2015）年～令和元（2019）年〉

〈第4フェーズ行動計画 令和2（2020）年～令和6（2024）年〉

以下の（a）～（g）を目的として人権教育のプログラムの実施を促進するための行動計画

（a）人権文化の発展を促進する。

（b）国際文書に基づいた人権教育の基本原則及び方法論への共通理解を促進する。

（c）国家、地域および国際レベルにおける人権教育への関心を確保する。

（d）あらゆる関係主体により行動のための共通の集約的枠組を提供する。

（e）あらゆるレベルにおいてパートナーシップと協力を強化する。

（f）既存の人権教育計画を調査、評価及び支援し、成功事例を強調し、それを継続又は拡大するインセンティブを提供し、新たな事例を発展させる。

（g）「人権教育及び研修に関する国連宣言」の実施を促進する。

また、第4フェーズ行動計画では、重点対象を「若者」とし、平等、人権と反差別、包摂的で平和な社会の構築のために多様性の尊重に重点を置くことを決議

#### ※3 「持続可能な開発目標（SDGs）：エス・ディー・ジーズ[Sustainable Development Goals]

平成27（2015）年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」※4に記載されている17の国際目標で、「あらゆる場面のあらゆる形態の貧困を終わらせる」や「ジェンダー平等を達成し、あらゆる女性及び女兒の能力強化をおこなう」などがある。

#### ※4 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」

「人権、人の尊厳、法の支配、正義、平等及び差別のないことにたいして普遍的な尊重がなされる世界」を目指すべき世界像の一つとした、人間、地球及び繁栄のための行動計画。

また、国際社会は、世界人権宣言や人権に関する国際文書、国際法の重要性を確認し、すべての人の人権と基本的な自由の尊重、保護及び促進責任を有することを強調している。

## 2. 国内の動向

わが国においては、日本国憲法において「基本的人権の尊重」を基本原理とし、第13条で「個人の尊重と自由」を、また、第14条で「法の下での平等と差別の禁止」を定めています。

人権尊重の国際的な潮流を受け、平成8（1996）年には「人権擁護施策推進法」<sup>※5</sup>が制定され、同法を基盤として、平成11（1999）年には「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」が答申されました。また、同法に基づいて設置された「人権擁護推進審議会」では、人権教育・啓発についての施策や人権救済制度のあり方について審議が行われ、平成12（2000）年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」<sup>※6</sup>が制定され、国、地方公共団体、国民の責務が明記され、更には、この法に基づき平成14（2002）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」<sup>※7</sup>が策定されました。この基本計画は、平成23年4月に一部改定されています。

なお、この間、平成9（1997）年には、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画<sup>※8</sup>も策定されています。

そして、平成28（2016）年には、4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が、12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が相次いで施行されました。

### ※5 「人権擁護施策推進法」

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）が1997（平成9）年3月に期限切れになると入れ替わりに、1996年12月に制定された5年の時限立法。この法律に基づき、1997年5月に人権擁護推進審議会が発足し、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」を答申。2002（平成14）年3月、法の失効に伴い同審議会も消滅。

### ※6 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）をいう。と定義し、これらの基本的な計画の策定と推進する国の責任を定めたもの。

### ※7 「人権教育・啓発に関する基本計画」

前法律の施行を受け、「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「アイヌの人々」「外国人」「H I V・ハンセン病患者等」「刑を終えて出所した人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「北朝鮮当局による拉致問題等」に対する取組をあげている。

### ※8 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画

学校教育や社会教育をはじめ、企業や特定の職業に従事する者に対する人権教育を強化するとともに、「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「アイヌの人々」「外国人」「H I V・ハンセン病患者等」「刑を終えて出所した人」などを重要課題としている。

### 3. 高知県の動向

高知県では、平成7(1995)年に「人権宣言に関する決議」※9が行われ、平成10(1998)年4月に、県内に暮らす全ての人が、人を大切にし、また大切にされる人権尊重の社会を築いていくことを目的として、県、市町村、県民の責務を明らかにした、「高知県人権尊重の社会づくり条例」が施行されました。また、同年7月には「人権教育のための国連10年」高知県行動計画※10が策定されています。

さらに、平成12(2000)年3月には、あらゆる人権に関する問題の解決に向けて、全ての県民が自主的に取り組むよう意識の高揚を図るためとして、「高知県人権施策基本方針」が策定され、また、平成15年には「高知県人権教育推進プラン」※11も策定し、それぞれ5ヵ年計画としてこれまで2度の改定が行われ、現在では「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「H I V感染者等」「外国人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「災害と人権」「性的指向・性自認」「その他の人権課題」の12の人権課題について、それぞれ推進方針ならびに具体的取組を掲げて取り組みが進められています。

#### ※9 「人権宣言に関する決議」

世界人権宣言には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とうたわれている。

基本的人権に係るこの理念は、人類普遍の原理としていささかも軽視されることがあってはならない。しかしながら、我が国をはじめ世界的に様々な人権問題が現実存在する。

新しい世紀の到来を目前にした今日、我々は、これらの人権問題解決のため、すべての人々がそれぞれひとりに人間として人を大切にし、大切にされる人権尊重の地域社会の実現をめざして、決意を新たに、さらなる努力を期するものである。以上、決議する。

#### ※10 「人権教育のための国連10年」高知県行動計画

人権に関わりの深い職業に従事する職員(公務員、教育、警察、消防、福祉関係、医療関係)への人権教育の充実について明記

身近な課題として「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「H I V感染者等」「外国人」の7つをあげ、今後の取り組みでは「県の取り組み」「企業等に期待する取り組み」「県民に期待する取り組み」の具体を明記

#### ※11 「高知県人権教育推進プラン」

「高知県人権尊重の社会づくり条例」「高知県人権施策基本方針」「高知県人権教育基本方針」に基づき、高知県教育委員会としての人権教育を基盤とした、高知県の教育施策の方向性や、就学前教育、学校教育、社会教育の分野における取組を明記。また、このプランに掲げる人権尊重の理念や具体的な取組については、高知県の「教育等振興に関する施策の大綱」や「教育振興基本計画」に位置付け、一体となって人権教育を推進していくとしている。

## 【2】四万十市における人権施策と策定趣旨

### 1. 本市の動向

あらゆる人権課題の早急な解決を図るための人権教育・啓発に関する市の取り組みと市民の取り組みをより一層促進させるため、平成 19 年 7 月に「四万十市人権施策基本方針」を定め、また、人権が尊重される明るい社会づくりにあたっての市及び市民の責務を明らかにすると共に、人権に関する施策の推進に関して必要な事項を定めた「四万十市人権尊重の社会づくり条例」を平成 20 年 1 月 1 日に施行しました。

「四万十市人権施策基本方針」では、人権施策推進について「誰もが命の大切さの理解を深め、自由で平等に社会に参加・参画し、喜びや生きがいを実感しながら生活のあらゆる場面で、お互いの多様な生き方を認め合い、人と人が支え合う地域の実現」を基本理念として掲げ、課題別の人権施策推進方針を定めています。

そして、「四万十市人権尊重の社会づくり条例」では、人権課題の解決に向けて、市の責務、市民の責務、人権施策の推進、人権尊重の社会づくり協議会の設置などを規定しています。

この基本方針及び条例に基づき、平成 21 年 3 月に「四万十市人権施策行動計画 ～人権施策の総合的な推進を図り 人と人が支え合う地域の実現～」を策定、そして平成 27 年 3 月にはその改定版の「第二次人権施策行動計画 ～認め合い 支えあう 優しさあふれるまちづくり～」を策定し、様々な人権施策を推進してきました。

### 2. 計画策定の趣旨

今日の社会においては、子どもや高齢者、障害者等への虐待や、犯罪被害者等への人権侵害、急速に普及したインターネットやスマートフォンによる人権侵害、大災害や新型コロナウイルスの感染拡大から派生した人権問題など、新たな人権課題も顕在化してきており、本市においても例外ではありません。

本計画の策定に先立って実施した「四万十市人権に関する市民意識調査」（以下「アンケート調査」と表記）では、回収率が 49.2%と前回調査（36.0%）に比べて飛躍的に伸びていることから、近年、市民の人権に対する意識が高まってきていることが伺えます。

人権尊重の社会の実現に向けて、人権問題は日常生活のあらゆる場面に存在し、市民一人ひとりにとって身近で大切な問題であることの認識が深まるなど、人権意識の高揚を図るための更なる人権施策（教育・啓発）の推進が求められているとともに、人権侵害に対する相談体制の整備ならびに支援策の拡充などが課題となっています。

こうしたことを踏まえ、この度、第二次計画の計画期間満了に伴い、「第三次四万十市人権施策行動計画」（以下「本計画」と表記）を策定しました。今後も P D C A サイクルで進捗管理を行いながら、効果的な施策の推進に努めていきます。

### 【3】計画の概要

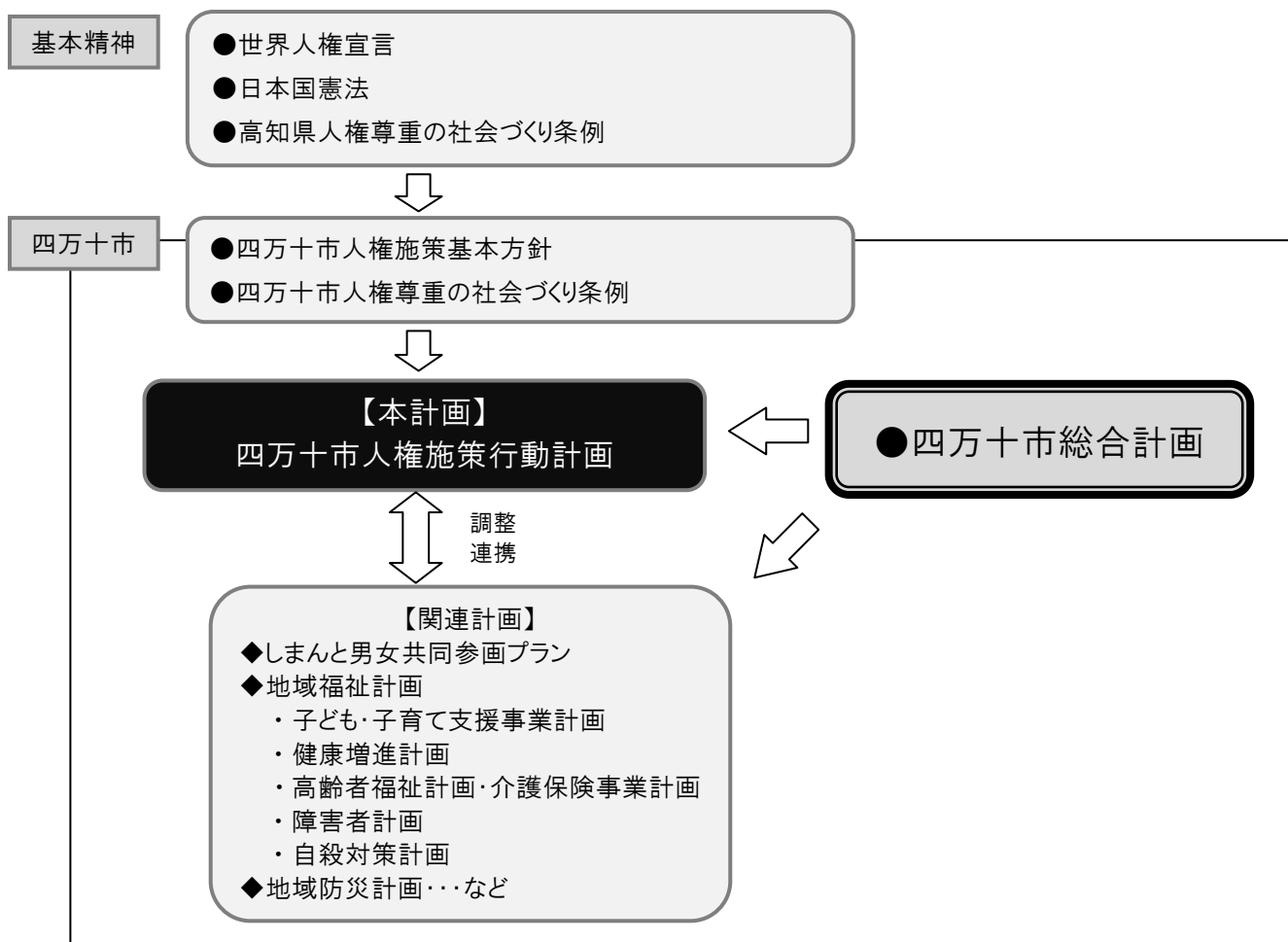
#### 1. 計画の位置付け

本計画は、「四万十市人権施策基本方針」「四万十市人権尊重の社会づくり条例」に基づく「行動計画」として位置付けられます。その上で、本市における人権に対する市民の意識や考え方、各人権課題における現状と課題を明らかにし、それらに対する施策の方向性を定めています。

本計画は、上位計画である「四万十市総合計画」をはじめ、関連する他の部門計画との整合にも配慮するものです。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮するとともに、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応できるように配慮します。

#### ◆関連計画との整合イメージ◆





## 2. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。令和8年度に、それまでの取り組みの評価・見直しを行い、令和9年度からの次期計画につなげます。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		本計画期間				
					見直し	次期計画へ

## 3. 計画の策定方法

### (1) 人権に関する市民意識調査の実施

計画の策定にあたり、20歳以上の市民に対し、人権に対する意識や意見等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、郵送での配布・回収によりアンケート調査を実施しました。

調査名称	四万十市 人権に関する市民意識調査
調査対象	20歳以上の市民から無作為抽出
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	令和2年1月6日～27日
配布数	1,995人
回収状況	981人(49.2%)

### (2) 前期計画の検証と評価

前期計画に基づき実行している様々な人権施策や取り組みについては、この間のそれぞれの取り組み内容の検証・評価を踏まえ、問題点や課題の抽出を行い、本計画に反映し策定しています。

### (3) 四万十市人権尊重の社会づくり協議会による策定体制

計画の策定にあたっては、上記のアンケート調査等を通して意識や意見等を把握するとともに、学識経験者・各種団体や組織の関係者、公募住民などから構成される「四万十市人権尊重の社会づくり協議会」に諮り、専門的見地から本計画について内容の検討・審議を行いました。

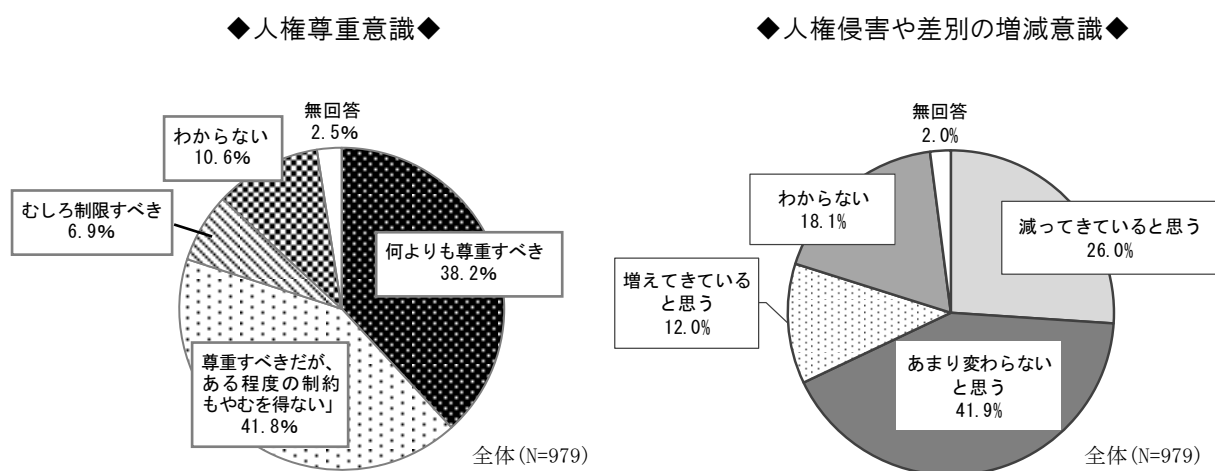
## 第2章 計画の基本的な考え方

### 【1】計画策定の視点

#### 1. さらなる人権施策の総合的な推進

アンケート調査の結果において、人権全般についての意識をみると、「(人権は) 尊重すべきだが、ある程度の制約もやむを得ない」という回答が 41.8% (前回値 47.4%) と最も多く、次いで「何よりも尊重されなければならない」という回答が 38.2% (前回値 35.7%) と、両方で回答の大半を占め、6年前の前回調査時よりも少しではありますが「個人の人権を尊重すべき」との意識の高まりが見られます。一方、僅かではありますが「濫用がみられるので制限すべき」との回答も 6.9%あり前回 (5.3%) よりも若干増加しています。

また、5～6年前に比べ人権侵害や差別の増減意識について尋ねたところ、「あまり変わらないと思う」との回答が 41.9% (前回値 47.7%) と最も多く、次いで「(人権侵害が) 減ってきている」という回答が 26.0% (前回値 20.3%) で、前回調査と比較すると改善傾向にはあります。しかしながら、「増えてきている」との回答も 12.0% (前回値 11.3%) あることから、人権侵害意識の改善とともに地域社会に根深く存在している人権侵害の顕在化と対策が、施策推進上の一つの課題として位置付けられます。



#### ◆図表等の見方について◆

- (1)集計は小数点以下第2位を四捨五入しています。従って回答比率の合計は必ずしも 100%にならない場合があります。
- (2)2つ以上の回答を要する(複数回答)質問の場合、その回答比率の合計は 100%を超える場合があります。
- (3)図表や文中に示す N は、比率算出上の基数(標本数)です。全標本数ベースを示す「全体」を「N」、限定された回答者数を「n」で標記しています。
- (4)図表中においては見やすさを考慮し、回答割合が極端に少ない数値(例:0.0%、0.1%など)は、図と干渉して見えにくい場合などに省略している場合があります。
- (5)図表によっては「その他」や「無回答」の項目を省略又は合算している場合があります。
- (6)文章が長い選択肢については、適宜、要約している場合があります。
- (7)アンケート調査の詳細な分析結果は、別冊に取りまとめており、ここでは主な項目を抜粋しています。本書においては、以下同様とします。

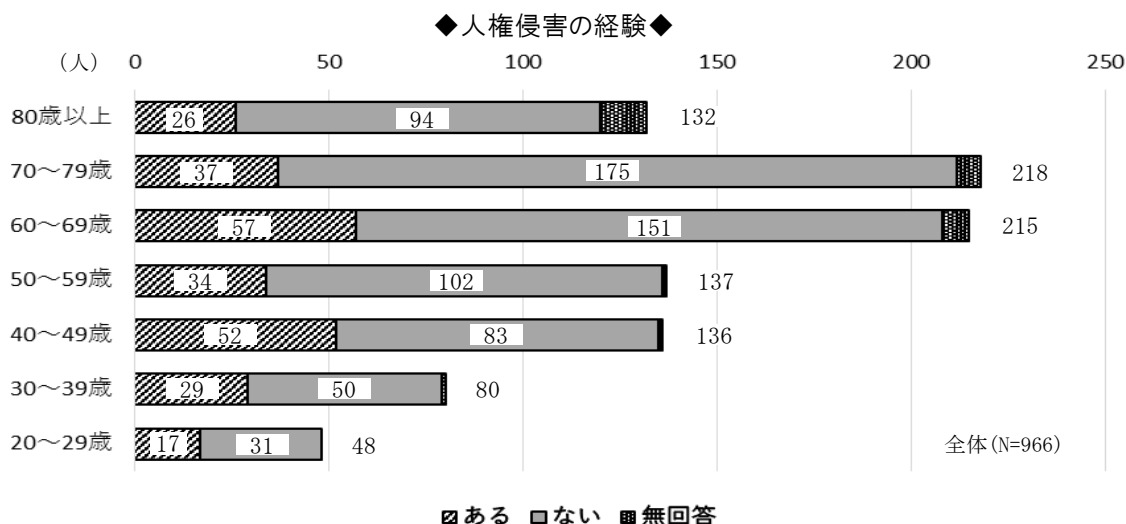
人権尊重の社会づくりにおいては、全ての人にその個性や能力を十分に発揮できる機会が保証されることが重要であり、一人ひとりの個々の自己実現を尊重するためには、それぞれ相互に相手の立場に立って考え、行動することが必要です。

本計画では、従来の基本的な考え方を踏襲し、全ての人が自分らしい生き方のできる、尊厳を持ったかけがえのない存在として尊重される社会の実現を目指し、これまでの人権施策のさらなる充実・拡大を図ります。

## 2. 相談・支援体制の充実

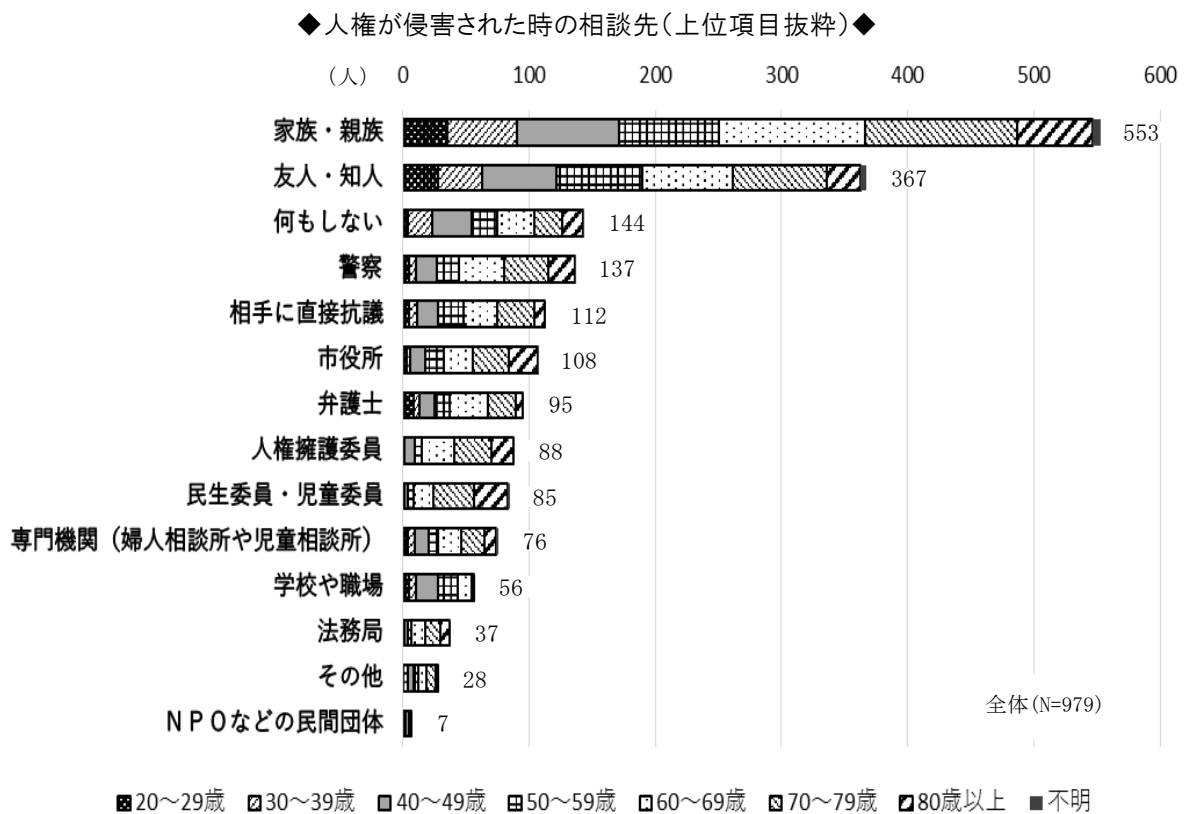
アンケート調査結果では、概ね4人に1人が人権侵害の経験があると回答しており、件数的には40代と60代が多く、割合で見ると若年層が高くなっています。

人権侵害の内容としては、あらぬ噂や悪口・かげ口を筆頭に、パワハラ、名誉毀損・侮辱、いじめ、セクハラなど多岐にわたっています。



また、人権が侵害された時の相談先としては、家族・親族及び友人・知人が大多数で、次いで警察、市役所、弁護士、人権擁護委員・民生児童委員などが続きます。「何もしない（相談しない）」という回答も 14.7%あり、前回調査（12.8%）に比べ若干増えています。

人権に関する相談内容は広範囲にわたり、複数の要因が絡み合うケースも少なくないため、相談先が1ヶ所には留まらないケースが多々あります。また、とりわけ若年層が公的機関や人権擁護委員に相談するケースが少ないことから見ても、相談窓口の周知不足は引き続いての課題としてあげられます。



本市では、これまでも国や県の機関との密接な連携を図りながら、相談対応をはじめとする人権擁護体制の充実に努めてきました。しかしながら、相談窓口の周知も含めて相談支援体制が十分に機能しているといえるまでには至っていません。

本計画においても、引き続き関係機関と連携を図りながら、更なる人権相談・支援体制の充実に努めます。

## 【2】基本理念と施策の方向

### 1. 本計画の基本理念

本市では、四万十市人権施策基本方針、四万十市人権尊重の社会づくり条例及び人権施策行動計画に基づき、全ての人の人権が尊重され、子どもも高齢者も女性も男性も、障害のある人もない人も相互に認め合いながら共存できる、豊かな社会づくりを目指し、様々な人権施策をはじめ、市民協働の推進体制整備に努めてきました。

四万十市人権施策基本方針では、その基本理念を「誰もが命の大切さの理解を深め、自由で平等に社会に参加・参画し、喜びや生きがいを実感しながら生活のあらゆる場面で、お互いの多様な生き方を認め合い、人と人が支え合う地域の実現」と定めています。

本計画においては、四万十市人権施策基本方針及び前期の計画における基本理念の考え方を踏まえ、人権施策のさらなる活動の充実と推進を目指して、次の基本理念を掲げます。

### ● 本計画の基本理念 ●

---

**違いを認めあい 互いを尊重しあい  
一人ひとりが豊かに生きられる まちづくり**

---

### 2. 基本的施策の推進

基本的施策は、基本理念を具体化するための、本計画の総論ともいうべき内容であり、広く人権教育・啓発や相談対応などを中心として、今後の取り組みの方向性を明らかにするものです。

前期の計画においては、推進方針として「1. 人権意識高揚のための施策の推進」「2. 人権擁護と救済のための施策」「3. 人権の視点に立った行政の推進」という3つの方針を掲げ、それぞれに基本的方向を定めた上で、個別の人権施策関連事業を推進してきました。

本計画においても、前期計画の方針を踏襲しつつ、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応することとし、引き続き次の3つの基本的施策を定めます。

---

#### 1. 人権意識高揚のための施策の推進

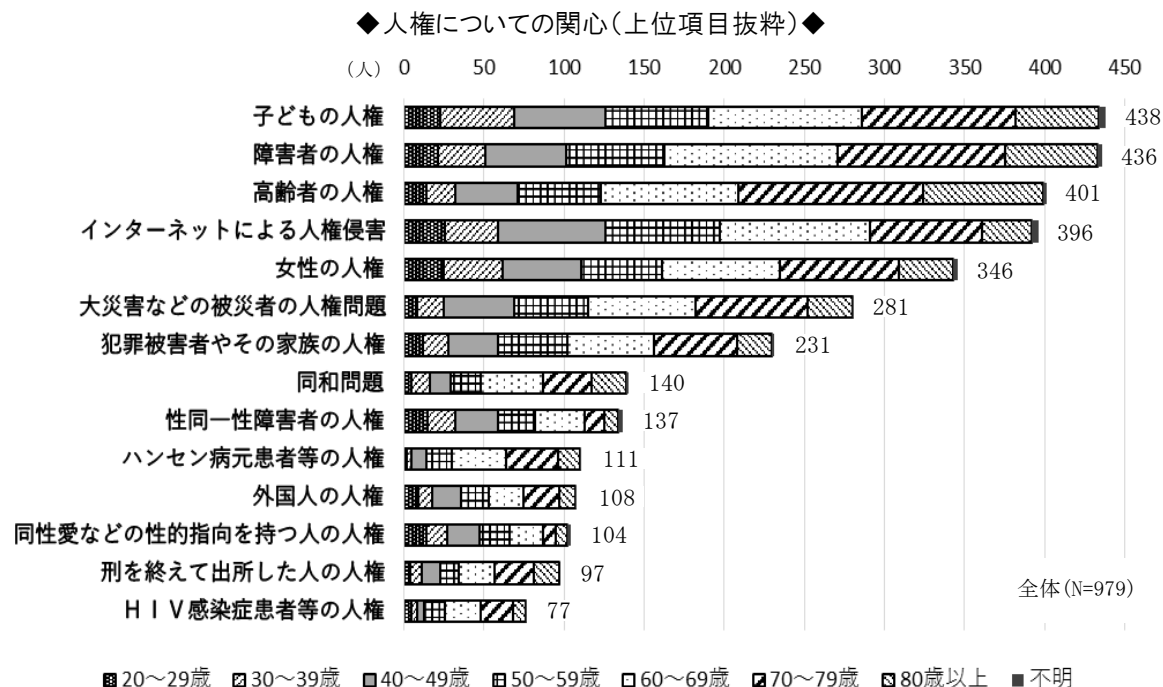
#### 2. 人権擁護と救済のための施策の推進

#### 3. 人権の視点に立った行政の推進

---

### 3. 課題別施策の展開

アンケート調査において、人権についての関心について尋ねたところ、「子どもの人権」「障害者の人権」「高齢者の人権」「女性の人権」の4項目は以前から上位に挙がっていましたが、今回はそれに並んで「インターネットによる人権侵害」が増えています。次いで、被災者や犯罪被害者、同和問題、性同一性障害者などが続いています。



本計画の各論として、個別施策の展開を図る「課題別施策」については、先にみた国や県の動き、本市における人権施策を取り巻く現状と課題等、そして四万十市人権施策基本方針、四万十市人権尊重の社会づくり条例及び前期計画の内容を踏まえ、次の12の課題を設定し、それぞれに「取り組み方針」を定めます。

取り組みにあたっては、引き続き行政はもとより、家庭や学校、地域社会、企業、関係機関などが相互に連携・協働することによって、人権が尊重され差別や偏見のない社会づくりを目指します。

【1】子どもの人権

【7】外国人の人権

【2】女性の人権

【8】インターネットによる人権侵害

【3】高齢者の人権

【9】災害と人権

【4】同和問題

【10】犯罪被害者の人権

【5】障害者の人権

【11】性的指向・性自認

【6】HIV感染者等<sup>注</sup>の人権

【12】その他の人権問題

注：本書では、ハンセン病元患者等・HIV感染症患者等を「HIV感染者等」と表記します。

### 【3】 施策の体系

基本理念

～ 違いを認めあい 互いを尊重しあい  
一人ひとりが豊かに生きられる まちづくり ～

基本的施策

1. 人権意識高揚のための施策の推進
2. 人権擁護と救済のための施策の推進
3. 人権の視点に立った行政の推進

人権課題

取り組み方針

#### 【1】 子どもの人権

- 子どもの権利の保障と人権尊重に向けた教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実
- 子どもを虐待から守る取り組みの推進
- 子どもの健全育成の推進

#### 【2】 女性の人権

- 人権尊重・男女共同参画の意識づくり
- 学びの場における男女共同参画の推進
- 男女間のあらゆる暴力の根絶
- 働く場における男女共同参画の推進
- 地域や政策方針決定の場における男女共同参画の推進
- 生涯を通じた男女の健康づくりと福祉環境づくり

#### 【3】 高齢者の人権

- 高齢者の人権を尊重する社会づくり
- いきがいづくり・社会参加の促進
- 包括的な高齢者支援体制の充実
- 介護予防・保健福祉サービスの充実
- 安心・安全なまちづくり

#### 【4】 同和問題

- 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実

#### 【5】 障害者の人権

- 障害者に対する理解の促進
- 障害者の自立と社会参加の促進
- 障害者の権利擁護の充実
- 相談・支援体制の充実

#### 【6】 HIV感染者等の人権

- 正しい知識の普及啓発と理解の促進
- 相談・支援体制の充実

#### 【7】 外国人の人権

- 多文化共生、異文化の理解促進
- 外国人が暮らしやすい環境づくり
- 国際理解教育の推進

人権課題

取り組み方針

【8】 インターネット  
による人権侵害

- インターネット利用に関する教育・啓発の推進
- 相談体制の構築

【9】 災害と人権

- 災害時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進
- 人権の視点に立った災害発生への対応

【10】 犯罪被害者の人権

- 犯罪被害者等の人権への配慮に関する教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実

【11】 性的指向・性自認

- 性の多様性についての理解を深めるための教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実

【12】 その他の人権問題

- あらゆる人権問題・人権課題への適切な対応
- 市民全般の人権意識の高揚に向けた教育・啓発の推進



## 【4】基本的施策の推進

### 1. 人権意識高揚のための施策の推進

本計画の基本理念である「違いを認めあい 互いを尊重しあい 一人ひとりが豊かに生きられる まちづくり」のためには、子どもから高齢者まで、全ての市民一人ひとりが人と人とのつながりを大切にしつつ、相互に人権を尊重しながら社会生活を営むことが求められます。

そのために、家庭・学校・地域社会・職場などあらゆる場において、様々な機会を通じて人権学習や人権啓発を推進します。

#### (1) 家庭における人権意識の高揚

家庭は、基本的な生活習慣や規則、礼儀、そして社会性を身につけるなど、子どもの人格形成や人権意識の醸成に大きな役割を果たしている「場」と言えます。家庭の中で日頃から人権問題を取り上げ話し合うことで、家族がお互いに人権を尊重する関係を構築するとともに、人権に関する正しい理解と認識を共有していくことが可能となります。

しかしながら、核家族化や小世帯化の流れは本市においても進行し、地域コミュニティの希薄化も相まって子育て家庭の孤立や親の育児負担などが増大するなど、家庭を取り巻く環境は厳しくなっている傾向にあります。

そのため、子育て世帯に対しては、適切な育児情報の提供をはじめ、様々な法制度を活用した総合的な子育て支援を充実し、本市の「子ども・子育て支援事業計画」との施策連携を図りながら、子どもを健やかに育む家庭づくりを目指します。

また、家庭は子育て世帯のみならず、子どもから高齢者まで全ての人の生活の場であることから、家族がお互いに育児・介護・家事などの役割を分担し、お互いに助け合える家庭環境づくりに向けた意識啓発を推進します。

さらに、児童虐待や高齢者への虐待、夫婦間等の暴力（ドメスティック・バイオレンス：以下「DV」と表記）に関しては、生命に関わる重大な人権侵害にあたるものであると広く啓発を行い、問題解決のための取り組みを推進します。

#### (2) 学校等における人権意識の高揚

保育所・幼稚園や学校は、子どもに集団生活、社会生活の場を与えると同時に、お互いの人権を尊重しながら、人との関わりを通して課題を解決していく「場」として、重要な役割を担っています。

本市では、これまでの計画期間においても、学校教育における人権教育の推進をはじめ、いじめや不登校への対応、人権教育の推進システムの構築と教職員研修の充実、家庭・地域との連携、日々の教育実践（道徳）における「いのちの大切さを育てる教育」、命の尊さや思いやる心を育む体験学習「人権の花運動」など、様々な人権教育を推進してきました。

しかし、その一方で、依然としていじめや児童虐待、不登校など、子どもの人権を取り巻く環境には課題が多く、継続的・積極的に子どもの人権を守り、健全な育成を図ることが必要です。

そのため、子どもの発達段階に応じ、生命の大切さや他者を思いやる心を大切にする教育を引き続き推進し、日常生活において自分の考えや感情を適切に表現することや、相手の立場に立って話すことができるコミュニケーション能力の向上など、人権意識の高揚に向けた教育を推進します。

### (3) 地域社会における人権意識の高揚

地域社会は、様々な人々とのふれあいを通して人権意識の向上を図る「場」であるとともに、一定の秩序とお互いの支え合いで成り立っています。しかし、近年においては、少子高齢化や核家族化をはじめ社会経済情勢の変化に伴い、地域住民同士のコミュニティや連帯感の希薄化、高齢化等に伴う相互に支え合う機能の弱体化など、地域における生活課題はより多様化・複雑化してきました。

あらゆる差別のない明るいまちを築くためには、一人ひとりが人権問題を日常生活の様々な場面で直に関わっている身近な問題として認識し、お互いを尊重し、助け合い、支え合う関係の醸成によって人権を大切にする意識の輪を広げていくことが必要です。

本市では、全ての人々が人権に関する基本的な知識や考え方を習得するとともに、人権を感覚として身につけるための講座の計画的な実施や、人権教育・啓発を推進する指導者の育成等に努めてきました。

今後も、市民や企業、各種団体等を対象に、人権に関する基本的な知識や考え方の習得など、人権を感覚として身につけるための講座や学習会を実施するとともに、人権教育・啓発を推進する指導者の育成を図ります。

また、人権教育関係団体等との連携により「四万十市人権教育研究大会」を開催し、研修会や講演会及び分科会での取り組みの発表・討議などを通じて人権教育・啓発活動の更なる推進を図ります。

さらに、「人権フェスティバル」をはじめ各種講座など様々なイベントの開催を通して、人権に関する正しい知識と理解の促進に努めます。

### (4) 企業や職場における人権意識の高揚

企業や団体は、社会を構成する主要な一員であり、近年の国際的な経済活動をはじめ、地球環境問題に対する関心の広がりや人権意識の高まり等に伴い、大きな社会的責任を担っています。しかしながら、今日でもなお車いすの方がホテルの利用を断られたり、盲導犬を連れての方が飲食店への入室を断られたりといったことがあるのが現実です。

また、企業や職場には、パワー・ハラスメント<sup>注1</sup>やセクシュアル・ハラスメント<sup>注2</sup>、外国人労働者をめぐる問題、男女間の採用や昇進の公平性、個人情報管理など多様化・複雑化する人権問題があり、人権尊重の視点に立った職場づくりや企業活動が社会的責任として求められています。

本市では、これまでの計画期間において、職場内の人権課題及び男女共同参画の問題点を確認し、改善するための学習会や研修会などを推進してきましたが、今後はより広い視点での人権意識の高揚のための取り組みを進めていきます。

#### 注1【パワー・ハラスメント】

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。略称「パワハラ」

#### 注2【セクシュアル・ハラスメント】

性的な嫌がらせ。略称「セクハラ」

本計画においても、引き続き企業内での人権研修等の積極的な実施を働きかけ、採用や昇進等における機会均等、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントの防止、男女共同参画意識の啓発など、関係機関との連携を図りながら、企業内の人権意識高揚に努めます。

## 2. 人権擁護と救済のための施策の推進

### (1) 相談・支援体制の充実

近年、人権に関する問題は複雑化・多様化しています。そのため、相談・支援体制の充実や相談窓口に関する情報提供が求められています。

人権相談については、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、感染症患者等など、個別の課題ごとに国や県、本市や各団体等に相談窓口が設けられています。

しかし、相談内容の複雑化・多様化に伴い、個々の相談窓口だけでは対応が困難な事例も少なくありません。

そのため、個々の相談窓口の機能の充実を図るとともに、これまでの計画期間に構築してきた人権ネットワークによる人権相談・指導体制のさらなる充実、相互の連携強化に努めます。

また、人権に関する様々な相談に適切に対応できるよう、相談員に対する研修等の強化を図り、資質の向上に努めます。

さらに、本市においてすでに連携しているハローワークやジョブカフェこうち等からの雇用に関する情報の提供、また、職業訓練など職業能力開発に関する情報の提供に努めます。

### (2) 救済・保護・措置体制の充実

人権が侵害された場合の被害者の救済と保護や措置については、市民の人権意識の高まりとともに、その充実が求められます。

被害者の救済と保護等について、本市においては、DV等の被害者のプライバシーに配慮しながら適切な対応や支援を行うことができるよう、被害者のための相談窓口体制の充実にも努め、利用可能な制度や手続きの支援を行っています。また、「要保護児童対策地域協議会<sup>注</sup>」において、関係機関等との連携により被害者や被害者家族の支援を行っています。

本計画においても、法務局や裁判所、労働基準監督署などの国の関係機関や、警察署などの県の関係機関と十分な連携を図りながら、人権に関する問題の解決に向けて、適切な救済と保護ができるよう体制の充実を図ります。

**注【要保護児童対策地域協議会】**

関係機関等が連携して、地域での児童虐待対応を行うための組織として、平成 16 年の児童福祉法改正により法定化(第二十五条の二)され、現在ほぼ全ての市町村(特別区を含む。以下同じ。)で設置されている。本市においても福祉事務所を事務局として、年に数回、代表者会および実務者会が実施されている。

### 3. 人権の視点に立った行政の推進

特に、行政や教育、医療、福祉など、人権に関わり合いの深い「特定の職業に従事する者」は、人権尊重の理念や人権問題について正しく理解し認識した上で、豊かな人権感覚を身につけて職務に従事する必要があります。

人権啓発や人権教育の推進にあたっては、これらの「特定の職業に従事する者」への、様々な人権課題に関する研修会への参加や講演会など、関係機関と連携してその取り組みへの支援を行います。

#### (1) 一般行政職員

行政職員は、全体の奉仕者として住民福祉の向上にかかわる者であり、行政そのものが市民の人権を守ることであり、過言ではなく、全ての職員一人ひとりが人権尊重の理念を理解し、優れた人権感覚を身に付け、人権に配慮した行政運営を遂行しなくてはなりません。このため、各部署の施策や事業を人権尊重の視点に立って見直し、取り組む課題の整理と周知の徹底を図ります。

また、全職員を対象に人権研修の充実を図るほか、各種研修会・講演会への職員の積極的な参加に努めます。

#### (2) 教職員・保育職員

教職員や保育職員は、学校や保育所における教育・保育活動を通じて子どもの成長・発達に大きな影響を及ぼしており、子どもたちに豊かな人権意識を育む役割を担っています。このため、教職員や保育職員の人権意識の高揚を図るとともに、それぞれの発達段階に即した専門知識や技能の習得を目的とした研修の充実を努めます。

また、教職員・保育職員は子どもの人権を擁護すべき立場にもあります。豊かな人間性や幅広い知識を身に付けるとともに「こどもの権利条約」を深く理解し、人権問題の解決に積極的な役割を果たせるよう資質の向上を図ります。

#### (3) 医療・保健関係者

医師、看護師、保健師をはじめとする医療・保健関係業務に従事者は、市民の生命と健康を守るという重要な役割を担っていることから、職務の遂行に当たっては、人権の重要性を認識し、インフォームドコンセント<sup>注</sup>の徹底やプライバシーの保護への配慮など、常に患者や家族の立場に考慮した対応が求められます。このため、医療・保健関係者に対し、人権意識の高揚を図るための研修や教育の充実を努めます。

#### (4) 福祉関係者

民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、ホームヘルパー、ケースワーカー、社会福祉協議会職員、各種相談員など社会福祉関係者は、高齢者や障害のある人、女性や子どもなど、ともすれば人権侵害を受けやすい社会的に弱い立場に置かれた人々を支援する業務に従事しており、その職務の遂行に当たっては、個人の人権尊重や個人情報の守秘義務など人権に配慮した処遇の徹底が求められます。このため、福祉関係者の人権意識の高揚に向け積極的な取り組みが行われるよう、必要な情報や教材の提供、研修講師の斡旋などの支援を行います。

注【インフォームドコンセント】

患者が医師等から診療内容などについて十分な説明を受け理解した上で、患者自身が同意し、最終的な治療方法を選択すること

# 第3章 課題別施策の展開

## 【1】子どもの人権

### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

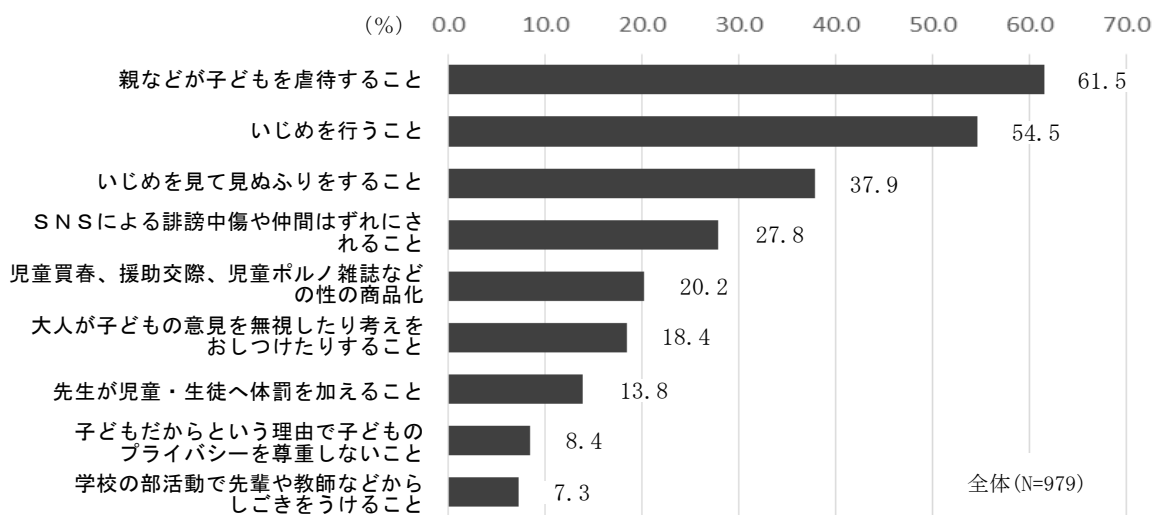
近年、子どもを取り巻く環境は、少子高齢化の進行をはじめ核家族化や小世帯化、共働き家庭やひとり親家庭の増加など、厳しさを増しています。

このような社会の流れにおいて、近年では、家庭や地域社会における子どもを育てる機能の低下や、子育て家庭の孤立による育児不安の増大、いじめや暴力行為・不登校、有害情報の氾濫など、子どもを取り巻く環境の悪化も目立ってきています。

国連は、平成元年（1989年）に「子どもの権利条約」など、子どもの権利に関する条約を採択し、わが国においてはそれを平成6年（1994年）に批准し、その後、「児童虐待防止法<sup>注1</sup>」や「児童買春、児童ポルノ禁止法<sup>注2</sup>」などを制定、更には児童福祉法等を改正し、「要保護児童」あるいは「虐待を受けたと思われる児童」を発見した者は市町村や児童相談所に通告しなければならないと国民の義務などが盛り込まれるなど、子どもの権利を守るための法制度等の整備が進められてきました。

今回のアンケート調査結果では、子どもの人権問題として、やはり「虐待」を筆頭に「いじめ」「性の商品化」に関することが上位を占めていますが、それに次いで前回は項目にあがっていなかった「SNSによる誹謗中傷等」も加わってきています。

◆子どもの人権で問題と感ずること(上位項目抜粋)◆



注1【児童虐待防止法】

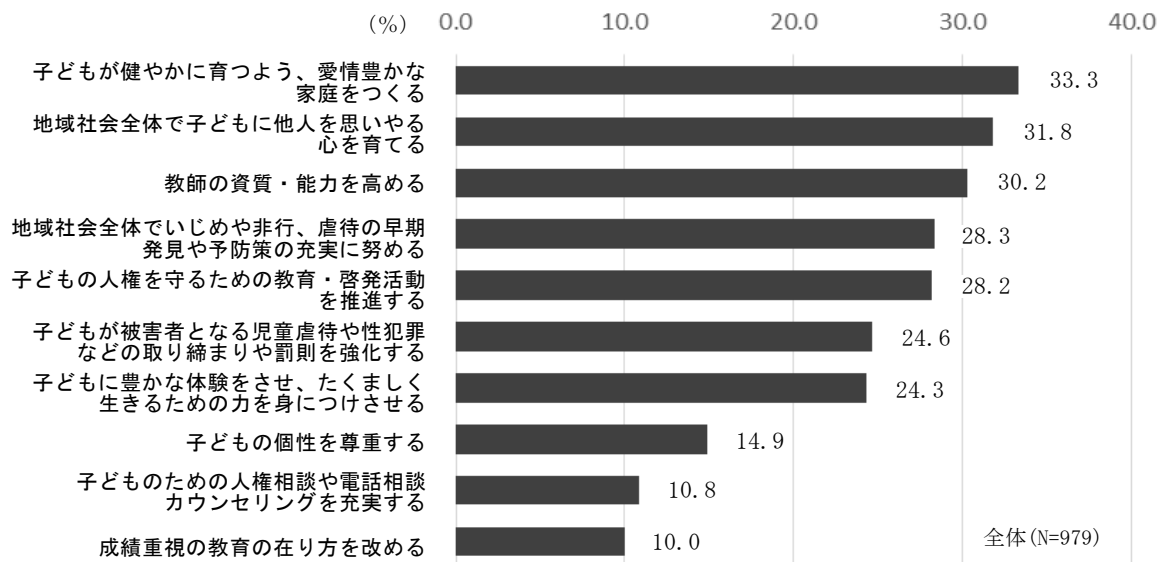
「児童虐待の防止等に関する法律」平成12年11月に施行され、平成16年、20年、29年に一部改正。児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めている。

注2【児童買春、児童ポルノ禁止法】

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」平成11年に施行され、平成16年、26年に一部改正。児童買春、児童ポルノに係る行為等を規制し、及びこれらの行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めている。

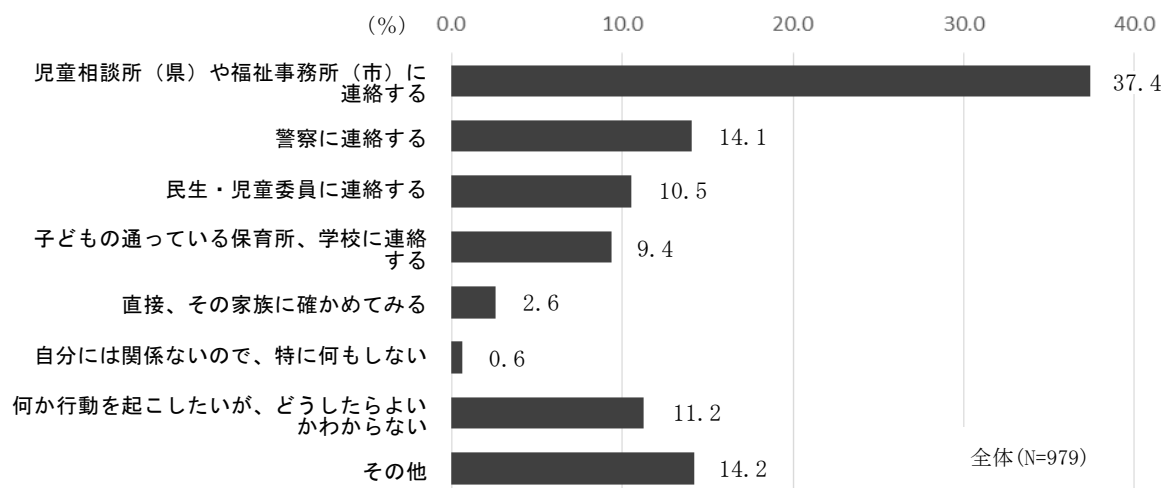
子どもの人権を守るために必要と思うこととしては、「愛情豊かな家庭をつくること」が一番多くはなっていますが、「地域社会全体で子どもに他人を思いやる心を育てること」や「教師の資質向上」などが上位を占め、地域社会全体で子どもを見守り育てることの必要性が強く意識されています。

◆子どもの人権を守るために必要と思うこと(上位項目抜粋)◆



また、児童虐待を見聞きした時の対応については、6割以上が「児童相談所や福祉事務所、警察、民生・児童委員などに連絡する」と回答している一方、「何か行動を起こしたいが、どうしたらよいかわからない」や「その他（わからない、無回答）」も25%を超えています。

◆児童虐待を見聞きした時の対応◆



本市の未来を担う子どもが、一人の人間として尊重され、誇りをもって生きることができる社会づくりを実現させるためには、子どもが健やかに成長する権利を擁護する取り組みについて、社会全体でさらに充実させていく必要があります。また、子どもの虐待を発見した際の通告義務の周知や、直接子どもの発達に関わる保育士や教師等への研修の充実なども必要です。

## ■■ 取り組み方針 ■■

- 子どもの権利の保障と人権尊重に向けた啓発の推進
- 相談・支援体制の充実
- 子どもを虐待から守る取り組みの推進
- 子どもの健全育成の推進

## ■■ 主な取り組み ■■

施策名	取り組み内容
子どもの権利の尊重 についての啓発	○子どもは独立した人格を持った一人の人間であり、その権利が保障される社会の実現に向け、「子どもの権利条約」の周知など、あらゆる機会を通じた啓発活動を行うとともに、家庭や学校・保育所等における子どもの人権確立を支援します。
いじめや不登校問題 への取り組み	○いじめや不登校などの問題に悩む児童や生徒の、早期発見と早期対応に努め、児童や生徒及びその保護者に対して関係機関と連携し、相談・支援を行います。また、SNSも含めた相談窓口に関する情報について、児童や生徒及び保護者への周知を図ります。
児童虐待防止への取 り組み	○児童虐待防止法（虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の通告義務等）の周知とともに、児童虐待の発生予防、早期発見、早期援助及び再発防止に向けて、関係機関や各種団体等とのネットワークを広げ、相談・支援体制の充実を図ります。 ○要保護児童対策地域協議会において、関係機関等との連携により要保護児童及びその家族の支援を行います。 ○子どもが被害者となる事件や事故を防止するため、地域住民や関係機関と連携し、地域で子どもを見守るための取り組みを推進します。
健全育成への取組 み	○子ども、青少年の人権を守り、健全な育成を進めるため、家庭や地域、関係機関、各種団体等と連携して、スマートフォン等の利用のルール化等の啓発や、子どもを取り巻く社会環境の浄化や非行防止活動などを支援します。 ○子どもの貧困が社会問題化している今日、教育・経済・生活・就労の各方面での相談・支援体制の充実を図るとともに、関係機関と協力して個別の支援を行ないます。
人権教育等の推進	○一人ひとりの人権を尊重するとともにお互いの人権を尊重し合う、相互理解の意識を育むための教育を進めます。 ○「いのちの大切さを育てる教育」は学校教育の根幹であり、全ての教育活動を通じて推進します。
子育て支援の充実	○四万十市子ども・子育て支援事業計画の施策と連携を図り、多様な保育サービスの提供をはじめ、子育てに必要な支援情報を提供し、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

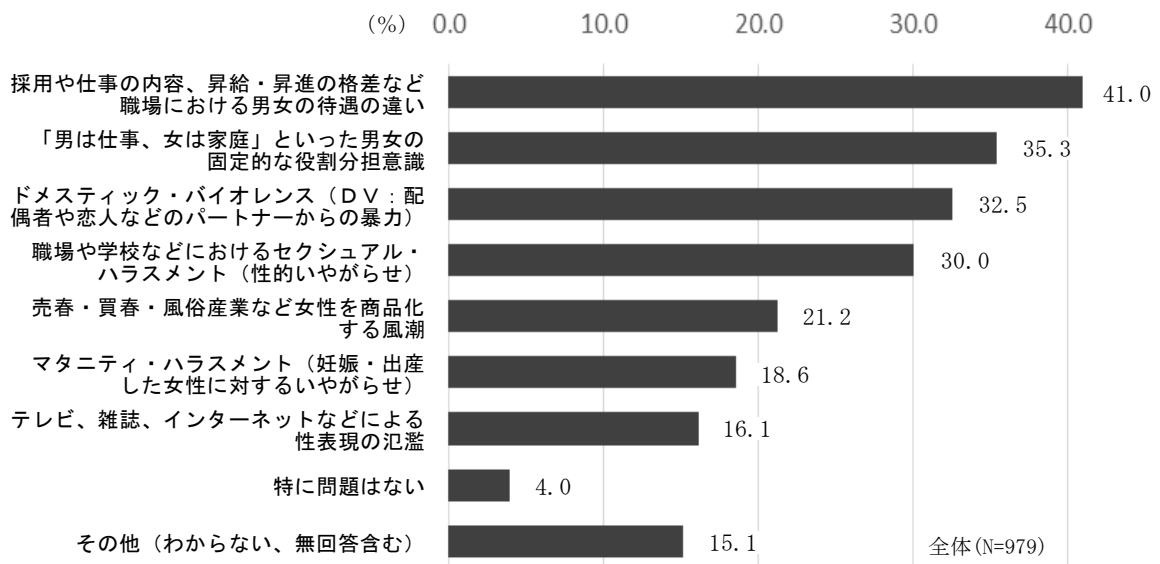
## 【2】女性の人権

### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

本市では、平成 19 年度に「四万十市男女共同参画計画（しまんと男女共同参画プラン）」を策定、その計画期間が満了した平成 30 年 3 月には「第二次四万十市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策や取り組みを推進しています。この計画では、「男女がともに輝き お互いを認め合う きらめくまちづくり」を基本理念として、男女が互いに尊重し合い、協力して安心・安全のまちづくりを目指すとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」に基づく市町村基本計画としても位置付けています。

アンケート調査結果では、女性の人権で問題と感ずることとして、「職場における男女格差」をはじめ、「男女の固定的な役割分担意識」、「DV、セクハラ」などが上位にあげられ、また、前回調査時にはなかった「マタニティ・ハラスメント<sup>注</sup>」も一定数あげられる一方で、「特に問題はない」とした回答は数%に留まっており、近年、注視されている社会問題が反映された結果となっています。

◆女性の人権で問題と感ずること◆



注【マタニティ・ハラスメント】

妊娠・出産に伴う労働制限・就業制限・産前産後休業・育児休業によって業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行う行為。略称「マタハラ」



次に、女性の人権を守るために必要と思うことについての回答をみると、男女がともに働きながら家事や育児・介護などを両立できる環境の整備、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の推進が突出しています。以下、男女平等教育の充実や、職場での男女格差の解消、意思決定の場における女性の参画促進、女性のための相談・支援体制の充実などが求められています。



女性の人権を尊重するためには、男性と女性が対等なパートナーとして、社会のあらゆる分野に参画し、互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現が欠かせません。女性の地位向上に向けた取り組みの強化を目指すことはもちろん、女性に対する暴力やセクハラ・パワハラなどの、人権侵害の発生を防止するための啓発活動や相談支援体制などの整備も課題としてあげられます。

## ■■ 取り組み方針 ■■

- 人権尊重・男女共同参画の意識づくり
- 学びの場における男女共同参画の推進
- 男女間のあらゆる暴力の根絶
- 働く場における男女共同参画の推進
- 地域や政策方針決定の場における男女共同参画の推進
- 生涯を通じた男女の健康づくりと福祉環境づくり

■■ 主な取り組み ■■

施策名	取り組み内容
人権尊重の意識づくり	<p>○市民一人ひとりがお互いを認め合うとともに、性別や年齢、国籍や障害の有無などを超えた、共生社会の理念の普及など、男女共同参画社会形成に向けた人権教育・啓発を進めます。</p> <p>○市民が、人権に関する基本的な知識や考え方を習得できるとともに、人権を感覚として身につけるための講座の実施や、人権教育・啓発を推進する指導者の育成に努めます。</p>
男女共同参画の意識啓発	<p>○誰もが男女共同参画に関心を持ち、理解を深め、差別的な慣行等を見直すことができるよう、様々な媒体や機会を活用して広報啓発活動を進めます。</p> <p>○「男だから」「女だから」という性別による偏見や差別などを解消し、男女共同参画に関する認識が高まるように、意識啓発や各種情報の提供等を行います。</p>
男女平等の視点に立った教育の推進	<p>○男女平等の視点に立って、次代を担う子どもたちが個性と能力を發揮して育つよう、教育の場において、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう取り組みを推進します。</p>
暴力を許さない社会づくり	<p>○DVなど、男女間の暴力をなくすため、あらゆる機会を通じて暴力根絶のための意識づくりに努めるとともに、セクハラ・パワハラやストーカー行為などの人権侵害を防止するための意識啓発を図ります。</p>
安心できる相談・支援体制づくり	<p>○相談者のプライバシーに配慮しながら、適切な対応や支援を行うことができるよう、被害者のための相談窓口体制の充実に努めるとともに、関係機関等との連携により、被害者や被害者家族の支援を行います。</p>
働き続けやすい職場づくり	<p>○労働者が性別により差別されることなく、その能力を發揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、関係機関と連携して事業所等に働きかけます。</p> <p>○男女雇用機会均等法や労働基準法などの関連情報の提供、様々な行事や講演会での男女平等の視点に立った就労意識の啓発など、働き続けやすい就業環境づくりを目指します。</p>

施策名	取り組み内容
多様な働き方への支援	<p>○ライフスタイルに応じて、多様で柔軟な働き方を選択でき、仕事の内容に応じた公正な処遇や労働条件が確保されるように、男女共同参画の視点から働く場の環境を整えていけるよう努めます。</p> <p>○女性労働者の就業能力を高めるため、職業能力向上のための情報提供、能力開発等の施策を進めます。</p>
農林水産業や自営業等における意識づくり	<p>○農林水産業、商工サービス自営業等における男女共同参画を促進するため、家族経営協定締結の推奨や、意思決定の場への女性の参画促進、能力開発の支援など、関係団体と連携して取り組んでいきます。</p>
ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	<p>○事業所等に対し、男女が仕事と子育てや介護などを両立（ワーク・ライフ・バランス）できるように、関係機関と連携し、様々な制度の啓発に取り組みます。また、子育てに理解と協力が得られる職場環境づくりを働きかけます。</p>
地域活動等における男女共同参画の推進	<p>○男女がともに主体的に地域活動に参画し、より活力ある地域社会が形成されるように、地域活動への支援を行うとともに、女性リーダーの育成に努めます。</p>
男女共同の防犯・防災体制づくり	<p>○地域における市民一人ひとりの安全と安心を確保するため、男女共同参画の視点に立った防犯・防災対策を推進します。</p> <p>○女性の自主防災組織や女性防火クラブ等の編成、避難所の運営などに、女性の視点や意見を活かした取り組みを推進します。</p>
方針決定過程への女性の活躍の場の充実	<p>○事業所等に対して、方針決定過程への女性の参画拡大を働きかけます。</p> <p>○市行政のあらゆる場面や審議会などへ、女性の積極的な登用促進に努めます。</p>
母子健康の保持と増進	<p>○健康状態に応じた適切な自己管理を行うことができるとともに、妊娠や出産、育児に関わる適切な健康の保持・増進ができるよう総合的な健康対策を推進します。</p>
健康増進の機会づくりと啓発	<p>○男女ともに、生涯を通じ性差に配慮した心身の健康の保持・増進を支援する取り組みを充実します。</p>

### 【3】高齢者の人権

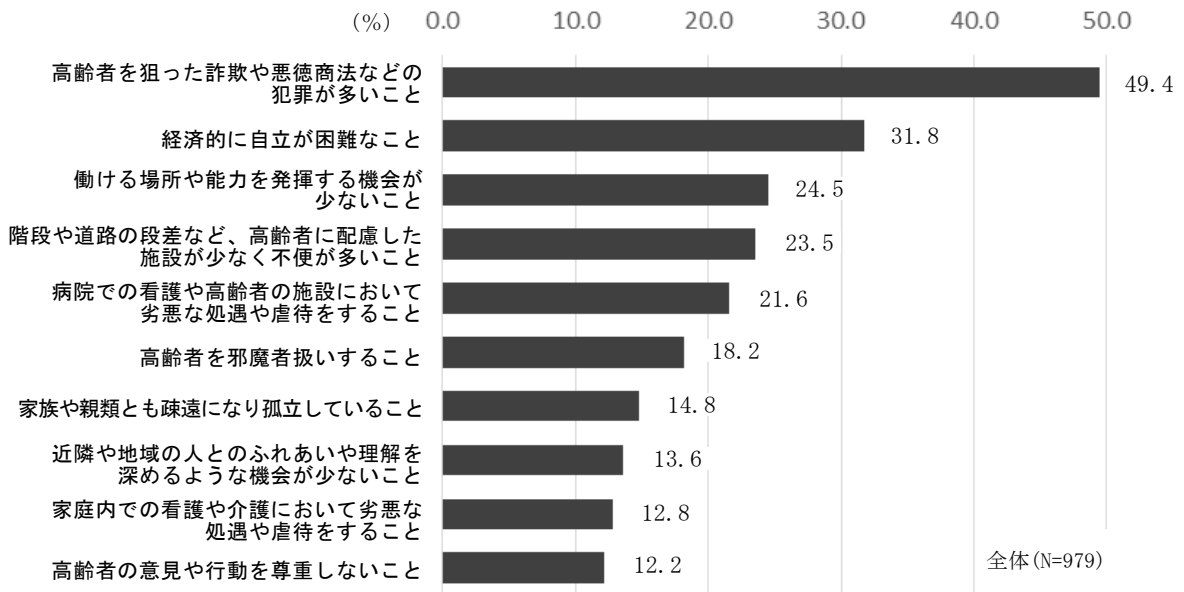
#### ■■ 現状と課題 ■■

本市の高齢化率は、令和2年12月現在で36.2%と6年前よりも約5%増加し、75歳以上の方も18.8%と概ね5人に1人は後期高齢者となっており、急速に少子高齢化が進行しています。そのような社会的背景の中、寝たきりや認知症など、介護を必要とする高齢者が増加し、家族や地域における支援体制のあり方、また社会福祉の提供体制の見直しなども求められています。

本市では、「四万十市高齢者福祉計画・四万十市介護保険事業計画」に基づき、元気な高齢者から介護が必要な高齢者まで、できる限り住み慣れた地域や家庭で自分らしく安心して住み続けられるよう、様々な保健福祉サービスや介護サービスを推進しているところです。

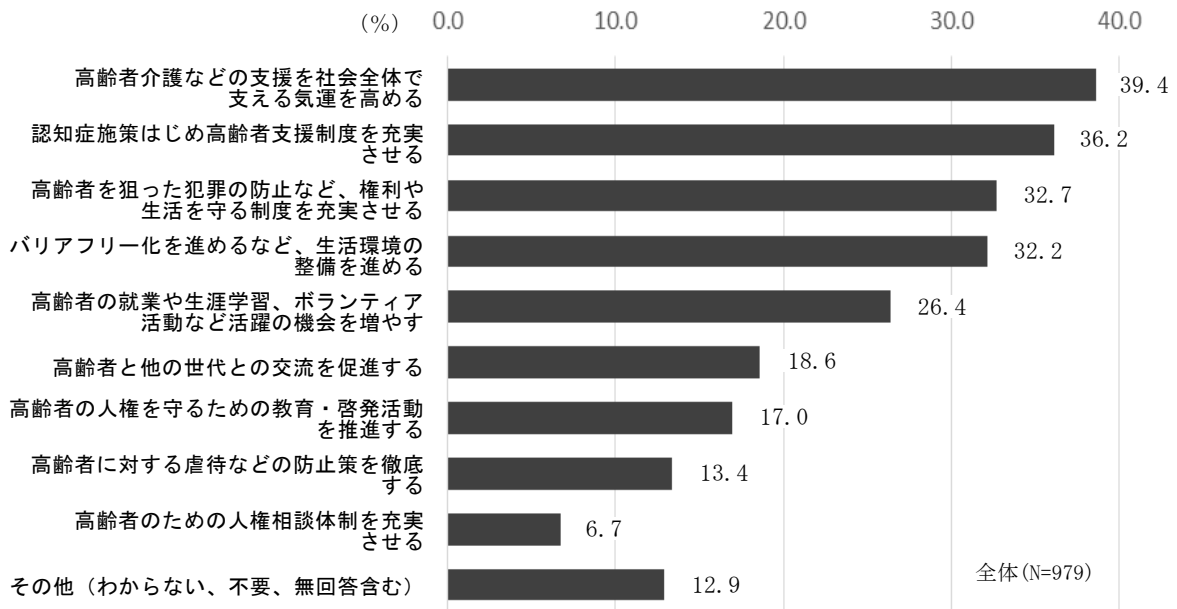
アンケート調査結果では、高齢者の人権で問題と感ずることとして、高齢者を狙った詐欺や悪徳商法などの犯罪への回答が突出して多くみられ、続いて、経済的に自立が困難であることや、働ける場所や能力を發揮する機会が少ないとの回答が多く、就労や社会参加への支援が課題としてあげられます。また、階段や道路の段差などインフラのバリアフリーの問題点をあげる人も多くみられます。

◆高齢者の人権で問題と感ずること(上位項目抜粋)◆



高齢者の人権を守るために必要と思うことについては、「社会全体で高齢者を支える気運を高めること」を筆頭に、「認知症施策等高齢者支援制度の充実」、次いで「高齢者を狙った犯罪の防止」や「バリアフリー化の促進」、また「高齢者の社会参加機会の拡大」などが求められています。

◆高齢者の人権を守るために必要と思うこと◆



本市では、高齢者の人権についての啓発活動等を推進し、介護・介護予防・医療・住まい・生活支援が連携した公的サービスの充実を図りながら、地域社会全体で高齢者を支援することができる社会の形成を目指しており、引き続き、それらの取り組みを継続していく必要があります。

また、近年、高齢者を狙った犯罪が増加傾向にあり、これに対する予防や対応の周知徹底は、重要な課題の一つとなっています。

■■ 取り組み方針 ■■

- 高齢者の人権を尊重する社会づくり
- いきがいづくり・社会参加の促進
- 包括的な高齢者支援体制の充実
- 介護予防・保健福祉サービスの充実
- 安心・安全なまちづくり

## ■ ■ 主な取り組み ■ ■

施策名	取り組み内容
高齢者の人権尊重意識の啓発	<p>○全ての市民が、豊かな長寿社会づくりへの理解と関心を深めることができるよう、関係機関等と連携を図り、あらゆる機会を通じて敬老の理念の普及を推進します。</p>
いきがいきづくり支援体制の充実	<p>○生涯学習やスポーツ、ボランティア活動をはじめ、シルバー人材センター等を活用した就労支援など、高齢者の積極的な社会参加を支援します。</p> <p>○高齢者の生きがいきづくりや社会参加、健康の保持・増進を通じて、地域社会の活性化や相互理解、世代間の交流を促進します。</p> <p>○高齢者福祉計画との施策連携を図りながら、デイサービス事業や老人クラブへの支援等を行います。</p>
認知症高齢者への支援	<p>○認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域社会を目指し、関係機関との連携のもとで様々な支援施策を推進します。</p> <p>○認知症に関する社会資源等の整理や不足するサービスの把握実施、認知症高齢者等の行方不明・身元不明への対応、家族等の介護者への支援、認知症の理解普及や認知症予防の取り組み強化等を、様々な機関と連携・協議し推進します。</p>
権利擁護事業の推進	<p>○市民や民生委員・児童委員、医療や福祉・介護サービス従事者や警察などが連携し、見守りと気付き、相談機関へのつながりの重要性や権利擁護支援に関する啓発活動を行います。</p> <p>○高齢者虐待対応については、「高齢者虐待防止法」に基づき、地域での見守りや支援を強化していくため、関係機関等とのネットワークを図り、虐待の防止、早期発見に努めます。</p> <p>○担当部署や地域包括支援センター、保健・医療・福祉・介護の専門職等の対応能力向上を図ります。</p> <p>○成年後見制度や日常生活自立支援事業について、必要な方が適切に利用できるよう、制度の周知や支援体制の構築を図ります。</p> <p>○社会福祉協議会との連携を強化し、幅広いケースに対応できるよう努めます。</p>
介護予防の推進	<p>○介護予防やを必要とする高齢者の的確な把握に努め、比較的元気な高齢者と介護予防事業の対象者を分け隔てなく参加できる、多様な予防の「場」を充実させることで、住民同士のつながりを強め継続的な介護予防の取り組みを地域ぐるみで実践できるよう努めます。</p>

施策名	取り組み内容
保健福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種の保健福祉サービスの質の向上を図り、家族介護者等に対し、介護に関する知識の普及や情報提供を充実するとともに、高齢者の人権尊重の意識づくりを推進します。</li> </ul>
高齢者の防犯対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警察や地域の関係機関等と連携し、高齢者を対象とした犯罪の被害防止のため、防犯に関する情報を提供し、注意喚起を図ります。</li> <li>○講習会などによる意識啓発に取り組むなど、犯罪の起こりにくい環境づくりを進めます。</li> <li>○高齢者の消費者被害については、庁内の消費生活の相談窓口において、専門機関と連携を図りながら相談に対応します。</li> </ul>
バリアフリー化とユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「バリアフリー法」に基づき、道路や公園、公的施設の整備において、段差の解消やスロープの設置など、バリアフリー化を推進します。</li> <li>○誰もが使いやすく、利用しやすいユニバーサルデザイン<sup>注</sup>の考え方の普及を図りながら、全ての市民が利用しやすく安全なまちづくりを推進します。</li> </ul>

注【ユニバーサルデザイン】

文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人が利用できることを目指してデザインすること。

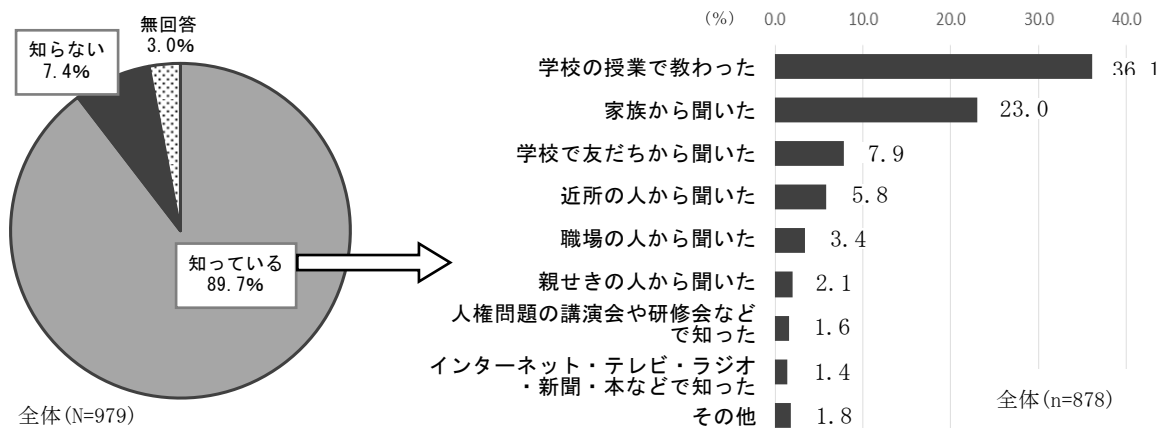
## 【4】同和問題

### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

同和問題とは、一部の人々が、歴史的過程で形づくられた過去の身分的差別によって、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられてきた差別であり、これらの人々が、依然として結婚や就職などの場面において不利・不公平に扱われたり、日常生活で色々な差別を受けたりする人権問題です。

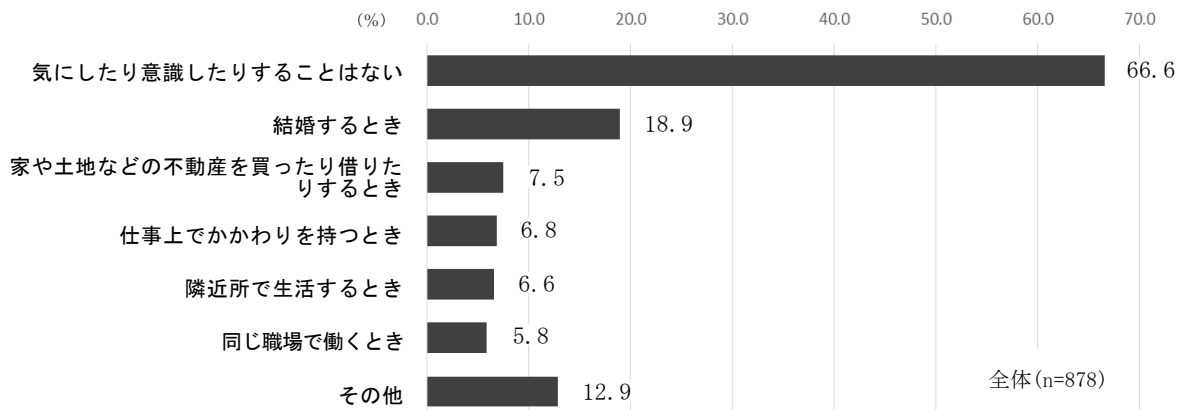
アンケート調査結果では、同和問題に関する認知については、「知っている」が約9割と大半を占めています。同和問題について知ったきっかけは、「学校の授業」と「家族から聞いた」が大半を占めています。

◆同和問題に関する認知と知ったきっかけ◆



同和問題に対する意識をみると、「気にしたり意識したりすることはない」が多数で約3分の2を占めていますが、逆に見れば3分の1の人は意識することがあり、全体のおよそ5人に1人が「結婚するときに気にする」と回答しています。

◆同和問題に対する意識(上位項目抜粋)◆

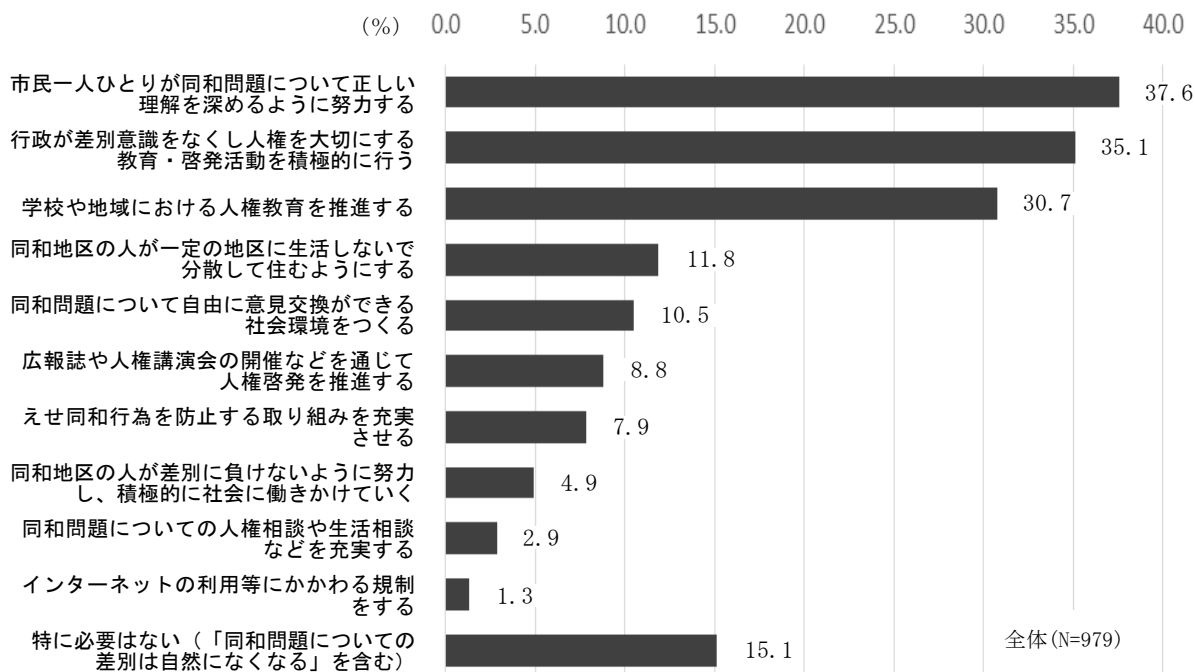




同和問題を解決するために必要と思うこととしては、「市民一人ひとりの同和問題についての正しい理解を深める努力」、「差別意識をなくし人権を大切にする教育・啓発活動」、「行政や学校・地域における人権教育の推進」などが上位にあげられています。

また、「特に必要はない」とする回答の比率が、他の人権課題と比較して高くなっています。

◆同和問題を解決するために必要と思うこと上位項目抜粋◆



本市では、引き続き同和問題を主要な人権問題の一つとして位置付け、同和問題の歴史的背景をはじめ、正しい理解を深める学習や啓発活動を継続させる必要があります。人々の意識の中に根深く残る差別意識の解消を実現させるために、今後も粘り強く施策の推進や強化を図ることが求められます。

## ■■ 取り組み方針 ■■

- 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実

## ■■ 主な取り組み ■■

施策名	取り組み内容
同和教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育において、児童や生徒が、同和問題をはじめ多様な人権問題の解決を社会的な課題としてとらえ、問題解決のための取り組み意識を養う教育を推進します。また、研修などを通じて、教職員についてもその意識を高めます。</li> <li>○地域において、生涯学習などを通じた同和教育を進めます。</li> </ul>
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民一人ひとりが、同和問題について正しい理解と認識を深め、差別のない社会の実現に主体的に取り組むことができるよう、指導者の育成や教育の充実をはじめ、啓発活動を強化します。</li> </ul>
相談事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関や団体等と連携を図り、同和問題に関する様々な相談に、適切な対応を図ります。</li> </ul>
差別事象への適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権が侵害される差別事象が発生した時は、関係機関・団体等と連携して適切な対応を図ります。</li> <li>○関係機関・団体等と連携し、同和問題解決の大きな阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向けた取り組みに努めます。</li> </ul>

## 【5】障害者の人権

### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

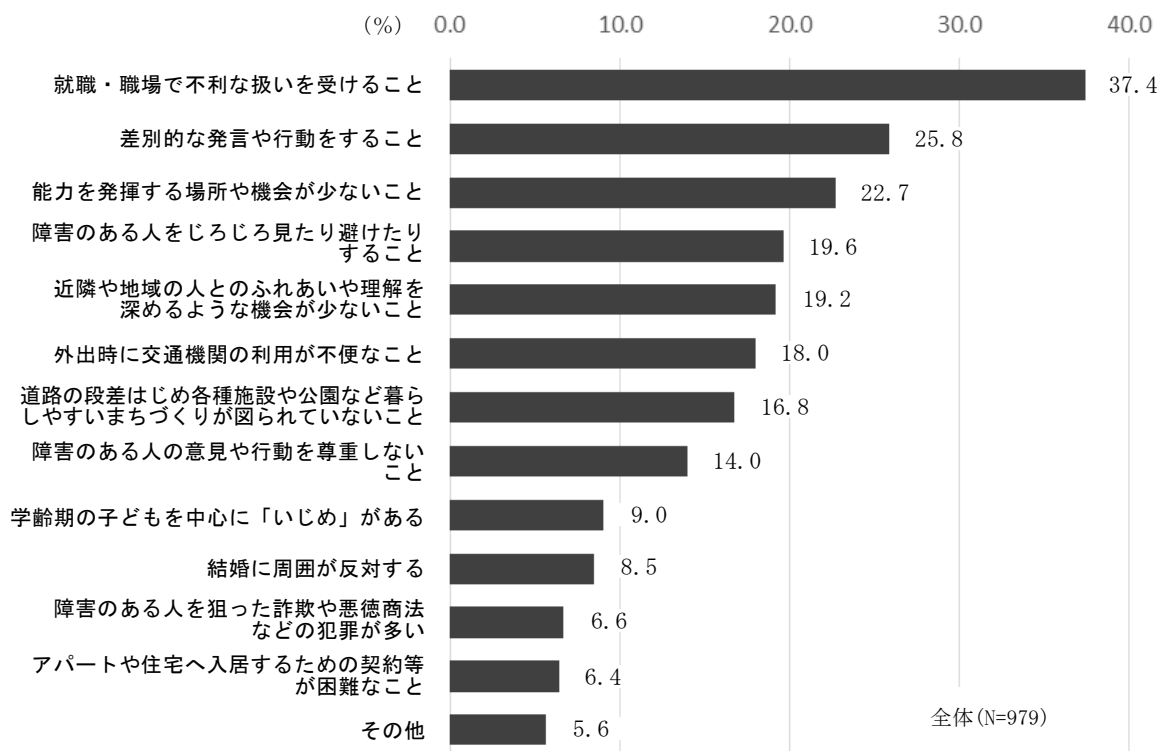
平成 18 年に「障害者自立支援法」（現在の「障害者総合支援法」）が施行されて、市町村が障害者福祉サービスの実施主体として位置づけられ、これに伴い「障害者計画」に加えて「障害福祉計画」の策定が市町村に義務付けられました。

また、平成 25 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されるとともに、翌平成 26 年には「障害者権利条約」が発効され、平成 28 年には「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正も行われるなど、近年、障害者施策に関する大きな法改正・制度改正が行われ、障害者を取り巻く環境は大きく変化しています。

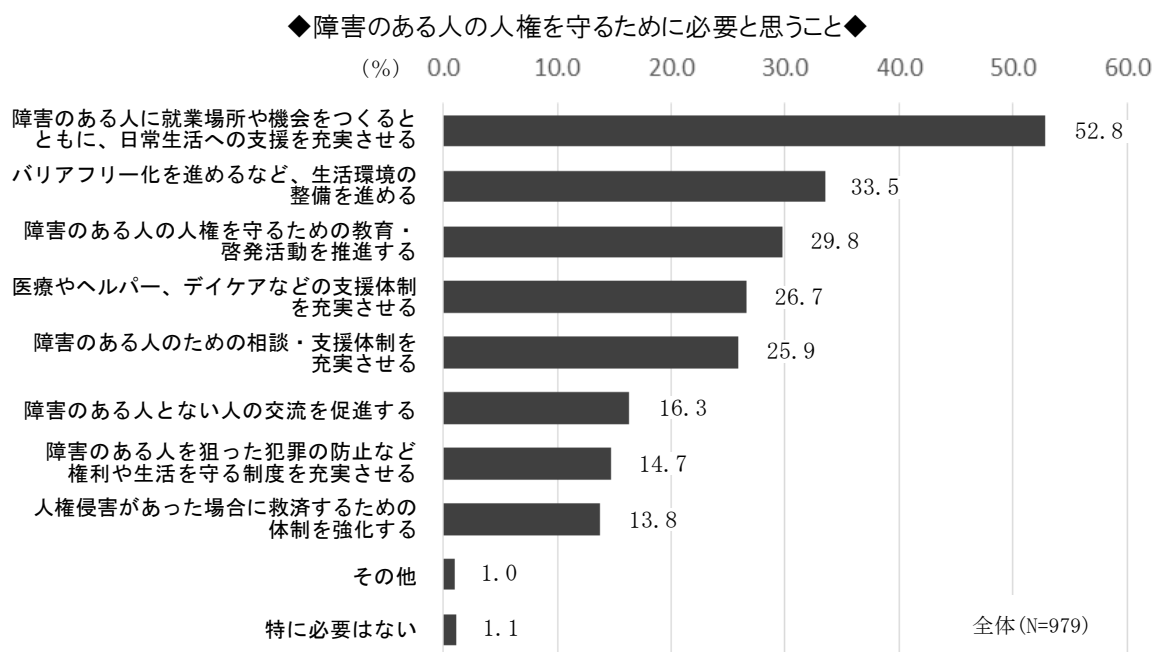
こうした中で、本市の障害者福祉については、障害者基本法に基づく「四万十市障害者計画」及び、障害者総合支援法に基づく「第 5 期障害福祉計画」ならびに児童福祉法に基づく「第 1 期障害児福祉計画」に基づいて、様々な施策を推進しています。

アンケート調査結果では、障害者の地域生活で問題と感ずることについては、「就職・職場での不利な扱い」をはじめ、「差別的な言動」、「能力発揮の場が少ないこと」、「近隣や地域の人とのふれあいや理解を深めるような機会が少ないこと」、「インフラ整備が不十分なこと」などがあげられています。

◆障害者の地域生活で問題と感ずること◆



障害のある人の人権を守るために必要と思うことについては、「就業場所や機会の提供支援、日常生活への支援」をはじめ、「生活環境のバリアフリー化」や「障害者の人権を守るための教育・啓発活動の推進」、「障害者のための相談・支援体制の充実」などが求められています。



本市では、引き続き、障害者に対する市民の正しい理解と認識を深めるための教育・啓発活動を充実させる必要があります。また、社会参加の促進にも関わるバリアフリー化など生活環境の整備をはじめ、就労支援、生活支援および相談支援体制の充実のため、関係機関の連携強化も課題としてあげられます。

## ■■ 取り組み方針 ■■

- 障害者に対する理解の促進
- 障害者の自立と社会参加の促進
- 障害者の権利擁護の充実
- 相談支援体制の充実

## ■■ 主な取り組み ■■

施策名	取り組み内容
障害への理解促進と権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合い、共生する社会の実現に向けた人権教育・啓発を進めます。</li> <li>○障害者差別解消法等の法制度に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。</li> <li>○障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害者の権利擁護のための取り組みを進めます。</li> </ul>
就労・経済的自立を支援する環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○働く意欲のある障害者が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、個々の就労ニーズに応じた総合的な就労支援を推進します。</li> <li>○年金等の支給や経済的負担の軽減等を積極的に活用することにより経済的自立を支援します。</li> </ul>
地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者が、地域で自立した生活を送られるように、多様なニーズに対応する生活支援体制の整備や、サービス基盤の量的・質的な充実を総合的・計画的に推進していきます。</li> </ul>
相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者の、障害福祉サービスをはじめとする様々な福祉サービスの選択の自由を保障するとともに適切な利用を支援し、利用者のニーズに対応した相談支援体制の構築を図ります。</li> <li>○サービスの提供体制や課題等に関する情報共有を図るため、各相談機関における連携体制の強化を図ります。</li> </ul>
安心・安全な生活環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者の自立と社会参加を促進し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障害者に配慮したまちづくりを推進します。</li> <li>○地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等の取り組みを推進します。</li> </ul>

## 【6】H I V感染症患者等の人権

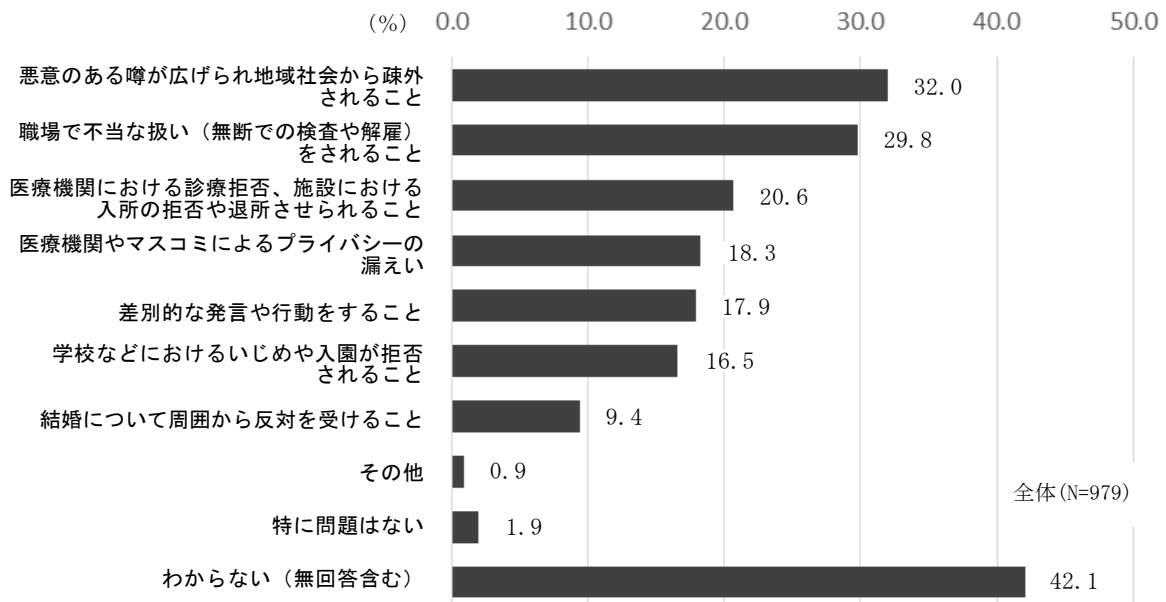
### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

国においては、平成 11 年に感染症患者等の人権に配慮した施策の推進を基本理念の一つとした「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を施行、同法の規定により「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」を作成し、総合的な対策が進められています。

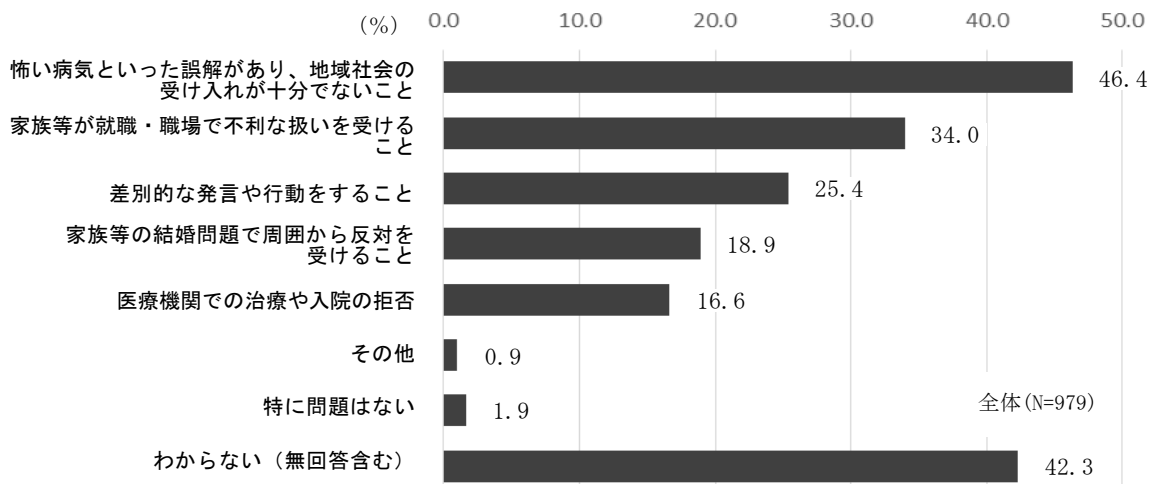
しかし、今なおH I V感染症やハンセン病、難病などに関しては、正しい知識と理解が十分に浸透していないために、雇用や賃貸住宅への入居拒否、公衆浴場への入場拒否などの社会の様々な場面で人権問題が発生しています。

アンケート調査結果では、人権上問題と感ずることについては、「地域社会からの疎外」や「就職・職場での不利な扱い」が多く、次いで「差別的な言動」や「診療・入所の拒否」なども挙げられています。また、4割を超える人が「わからない」（無回答含む）と回答しており、感染症などへの理解が進んでいないことが窺い知れます。

◆ HIV感染者等について人権上問題と感ずること ◆

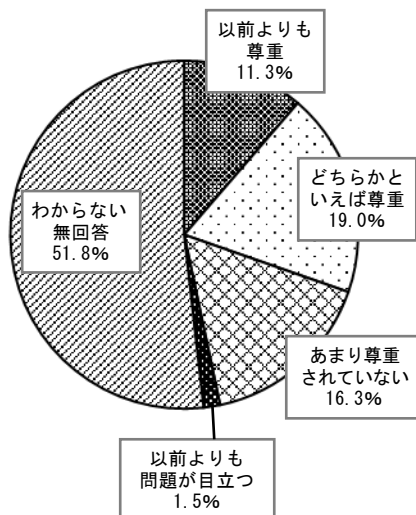


◆ ハンセン病元患者について人権上問題と感ずること ◆



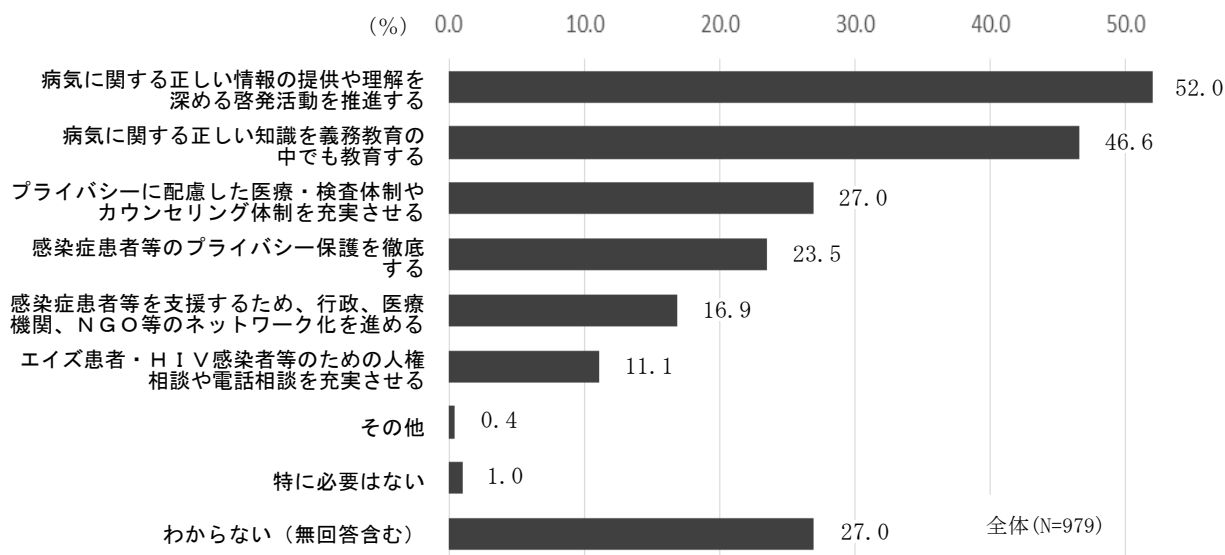
ハンセン病元患者やH I V感染症患者等の、最近5～6年における人権の尊重に関する変化については、約3割（30.3%）が「尊重されている」と回答していますが、前回値（32.6%）を下回っており、また、「わからない（無回答含む）」という回答が半数を超えています。

◆HIV感染者等の人権尊重に関する最近4～5年間の意識の変化◆



H I V感染者等の人権を守るために必要と思うこととしては、「正しい情報の提供や理解を深める啓発活動」と、「義務教育での理解促進」が最も多く、以下「プライバシーへの配慮」などが意識されています。

◆HIV感染者等の人権を守るために必要と思うこと◆



当該患者やその家族などへの差別や偏見、風評被害などが発生しないよう、市民に対しての正しい情報提供や啓発活動を推進することは、行政の重要な役割です。プライバシーの保護を徹底し、患者の人権についての支援・相談体制を整備することも重要です。

## ■■ 取り組み方針 ■■

- 正しい知識の普及啓発と理解の促進
- 相談・支援体制の充実

## ■■ 主な取り組み ■■

施策名	取り組み内容
正しい知識の普及啓発と理解の促進	○ハンセン病元患者ならびにH I V感染者やその家族に対する差別意識や偏見を払拭し、人としての尊厳と自由を認め合い、共に生きる社会をつくるために、感染症などについての正しい知識の啓発や、その普及活動を推進します。
学校教育の充実	○人権尊重の理念のもと、学校教育において、エイズ等の感染症についての正しい知識及び感染予防対策の普及を図るとともに、H I V感染者等に対する理解を深め、偏見や差別を無くす教育を推進します。
相談・支援体制の充実	○関係機関や団体等と連携を図り、プライバシーに配慮しつつ、H I V感染者等やその家族に対する医療などの総合的な相談・支援の充実を図り、生活の質の向上等に努めます。



## 【7】外国人の人権

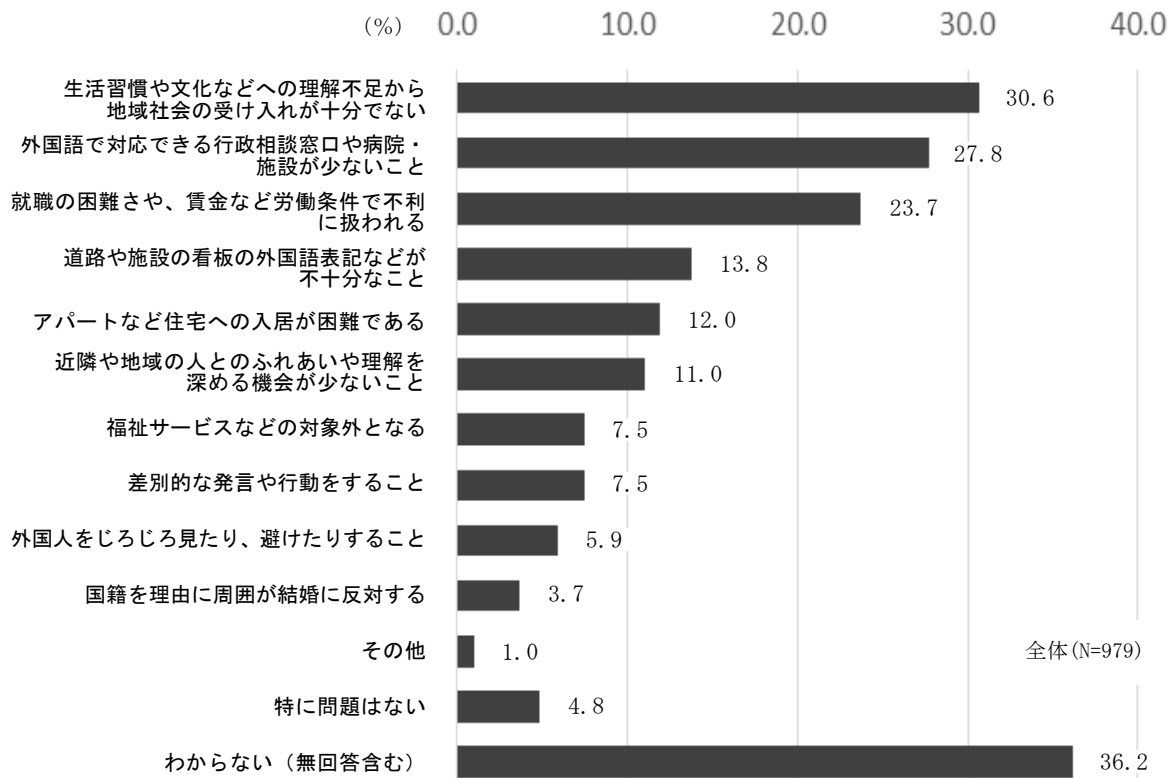
### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

令和2年11月末現在、本市内には、中国、ベトナム、フィリピン、韓国はじめ15か国131人の外国人が暮らしています。人・もの・情報・サービスなど、本市においてもグローバル化の流れが進展する中、言葉や文化、生活習慣や価値観の違いから、在日外国人とのお互いの円滑な意思疎通が図れず、日常生活の様々な場面でトラブルが生じることが見受けられます。

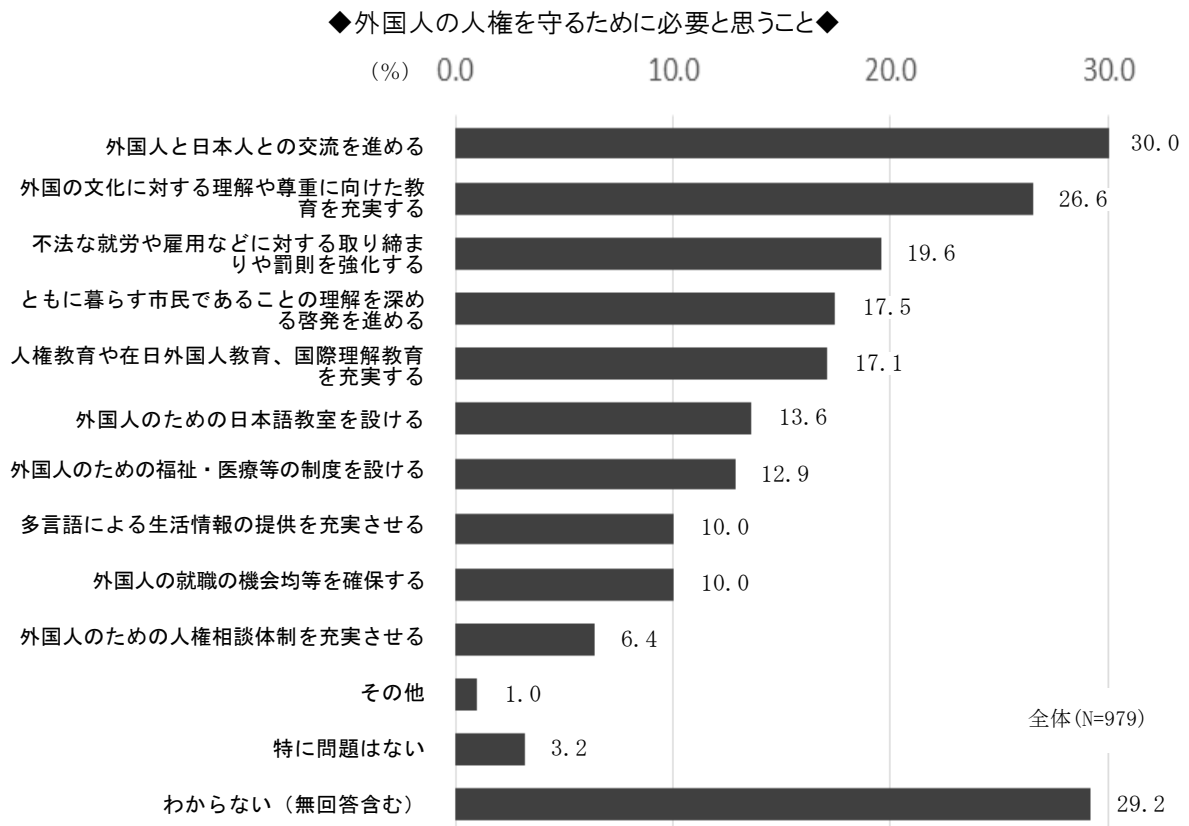
最近では、ヘイトスピーチと言われる、憎悪に基づく発言や差別的行為を扇動する言動も社会問題化しており、これに対して国は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）を平成28年6月に施行しました。

アンケート調査結果では、外国人の地域生活で問題と感ずることについては、「生活習慣や文化などへの理解不足から地域社会の受け入れが十分でない」を筆頭に、「外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ない」、「就職や賃金など労働条件で不利に扱われる」、などが回答の上位にあがっています。一方で、「わからない（無回答含む）」との回答が36.2%と最も多くなっていることから、外国人に関しては身近に感じていない方がまだまだ多いことが窺い知れます。

◆外国人の地域生活で人権上問題と感ずること(上位項目を抜粋)◆



外国人の人権を守るために必要と思うことについては、「外国人と日本人との交流を深め、ともに暮らす市民であることの理解を深める」ことや、「外国文化の理解や尊重に向けた教育の充実」などが重要視されています。



外国人とのコミュニケーション不足は、行政サービスや災害情報などが適切に伝わらないことや、医療や福祉、教育をはじめとする様々な分野で問題となる可能性があります。日本人と外国人が、直接ふれあうことができる機会を積極的に提供するなど、地域で生活する外国人の人権を守るために、地域でともに暮らす市民として、相互理解を深め、信頼関係をもって暮らすことができる街づくりを進めていく必要があります。

## ■■ 取り組み方針 ■■

- 多文化共生、異文化の理解促進
- 国際理解教育の推進
- 外国人が暮らしやすい環境づくり

## ■■ 主な取り組み ■■

施策名	取り組み内容
異文化の理解促進	○異なった文化や習慣を持つ外国人に、偏見や排他的な意識を持つことなく、多様な価値観との出会いや、ふれあいの中から共に生きていくための意識の高揚を図るよう、市民と外国人との交流の促進を支援します。
学校教育における国際理解の促進	○外国の文化や伝統を尊重し、外国籍の児童や生徒と共に生きていく心の育成に努めます。
外国人が暮らしやすい生活環境づくり	○外国人が、日常生活を安心して送ることができるように多言語による情報提供に努めます。 ○県をはじめ関係機関・団体等との連携により、外国人に対する相談体制の充実に努めます。

## 【8】インターネットにおける人権

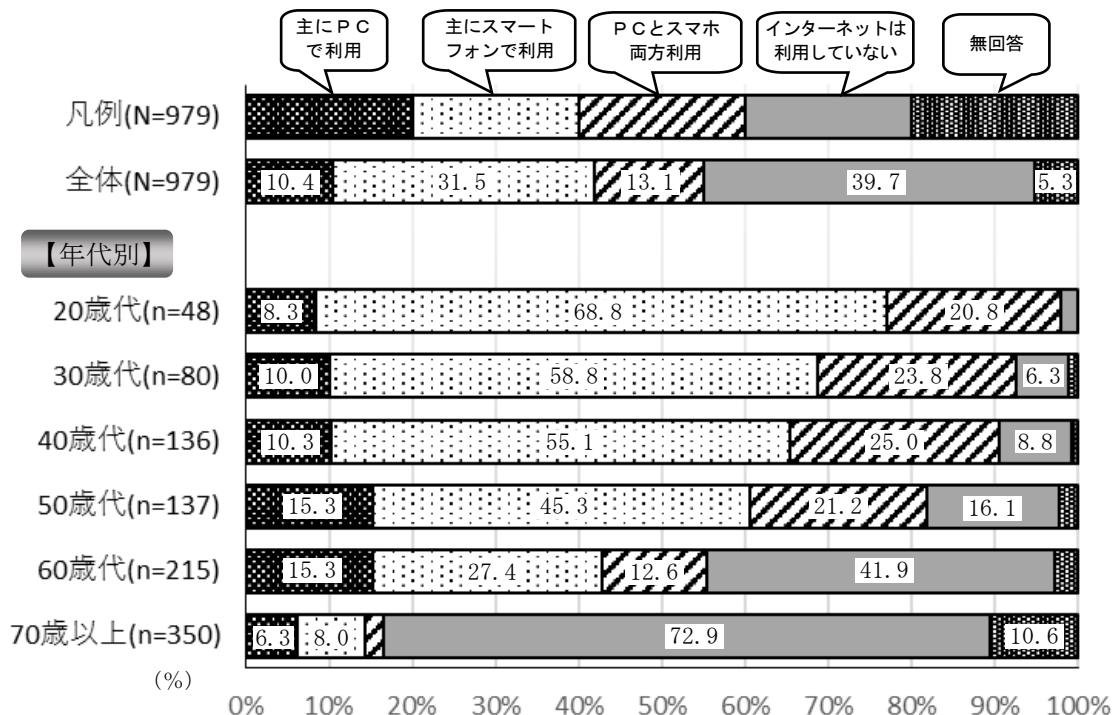
### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

インターネットにより、暮らしの利便性は格段に向上しました。最近では、パソコンのみならず、スマートフォンやタブレット端末<sup>注</sup>などの普及により、年々、その利用者は増加傾向にあります。しかし、一方では、匿名での情報提供が可能な特性を悪用して、本人の了解なしにプライベートな情報を公表したり、個人を誹謗中傷したり、差別を助長する内容を書き込むなど、いじめや人権侵害につながる有害情報の発信が問題視されており、大きな社会問題ともなっています。

アンケート調査結果では、インターネットの利用状況については、PC（パソコン）やスマートフォン、タブレット端末<sup>注</sup>等全てを含めて全世代の55%が利用していると回答しています。

年齢別で見ると、70歳以上では16.6%、60歳代で55.3%なのに対して、20歳代では98%がインターネットを利用しており、年代で大きな差があることが判ります。また、年齢層が若いほど主にスマートフォンを利用している傾向が顕著に見られます。

◆インターネットの利用状況◆



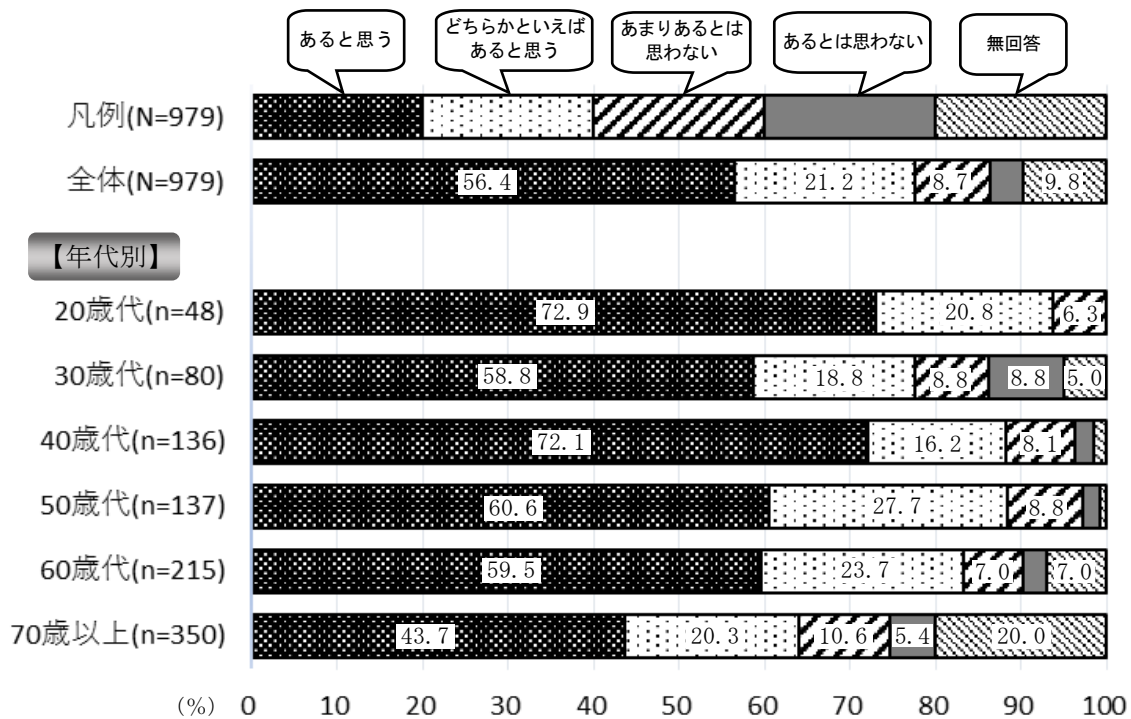
注：【タブレット端末】

コンピュータ製品の分類の一つであるが、実質的には画面の広いスマートフォンの一種

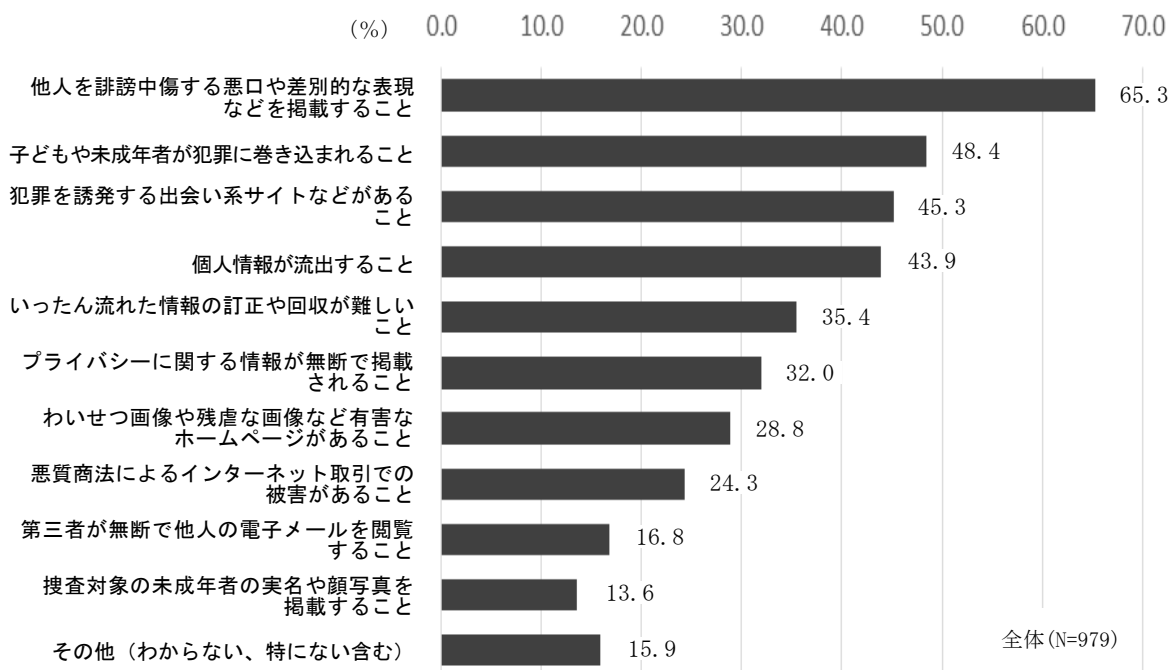
インターネットによる人権への弊害（人権への悪影響や人権に配慮が必要となるケースがあること）については、「あると思う」が6過半数を占め、「どちらかといえばあると思う」を合わせると、8割近い人が「ある」と回答しており、特に若い年齢層ほど、その割合が高い傾向にあります。

また、インターネットに関することで人権上問題と感ずることについては、他人への誹謗中傷・悪口や差別的な表現などの掲載を筆頭に、出会い系サイト、子どもや未成年者が犯罪に巻き込まれること、個人情報の流出など、回答は多岐にわたっています。

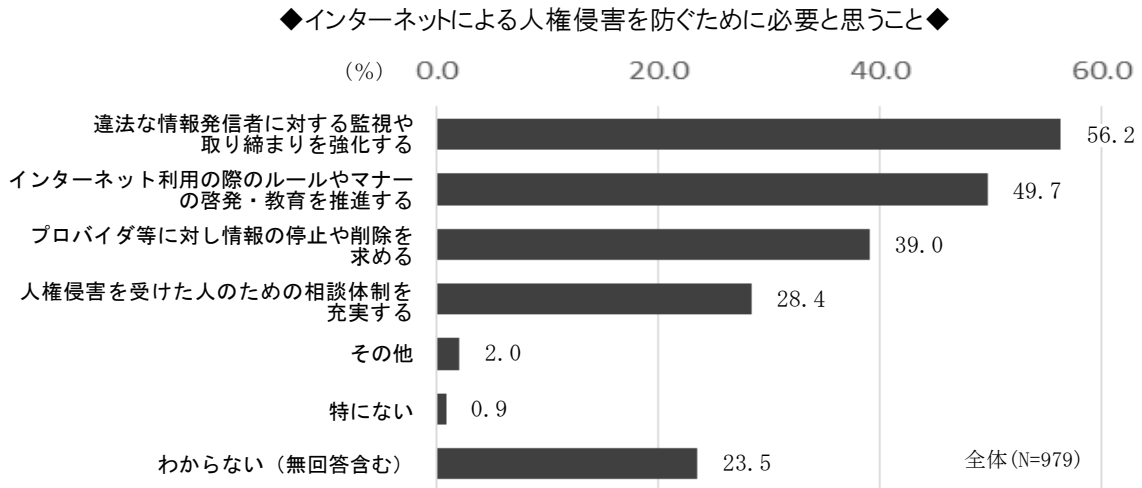
◆インターネットによる人権への弊害◆



◆インターネットに関することで人権上問題と感ずること上位項目を抜粋◆



インターネットによる人権侵害を防ぐために必要と思うことについては、「監視や取り締まりの強化」をはじめ、「ルールやマナーの啓発・教育」、「プロバイダ等への情報停止や削除要請」などが多く挙げられています。



今後も、さらに進展していくと予測される情報化社会に対応すべく、インターネットの正しいルールやマナーの啓発活動を、家庭や学校教育など様々な場において推進する必要があります。また、個人情報の保護に関わる取り組みの推進や、人権侵害を受けた人に対する相談体制の充実なども更に強化すべき課題です。

## ■■ 取り組み方針 ■■

- インターネット利用に関する教育・啓発の推進
- 相談体制の構築

## ■■ 主な取り組み ■■

施策名	取り組み内容
インターネット利用に関する学校教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○インターネットやスマートフォン等の利用上のルールやマナー、個人のプライバシーへの配慮や犯罪につながる危険性、また、それに伴う人権に関する学習を推進します。</li> <li>○友好的人間関係を築くための取り組みや、相手を理解し認める力、人間関係の調整力を育む学習を推進します。</li> </ul>
インターネット利用に関する意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関・団体等との連携を強化し、インターネットの特性と影響（便利さと危険性）を十分に理解し、情報の収集や発信において、利用者のモラルを高め、ルールやマナーを遵守するための啓発活動を、あらゆる機会を通じて推進します。</li> </ul>
相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○インターネットによる、人権侵害の被害者の相談に対応するため、関係機関・団体等と連携した相談体制の整備に努めます。</li> <li>○インターネットによる人権侵害のおそれがある書き込みなどがあった場合は、警察・法務局・学校などの関係機関と連携しながら、削除要請等の適切な対応に努めるとともに、被害者の心のケアを行います。</li> </ul>

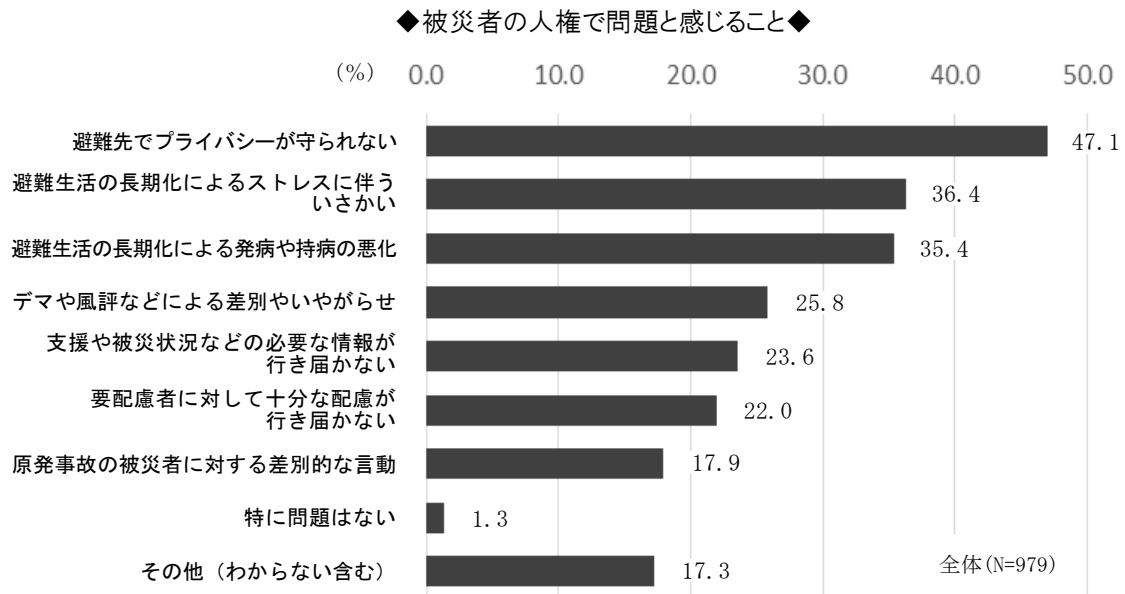
## 【9】災害と人権

### ■■ 現状と課題 ■■

近年、国内では、大地震や集中豪雨に伴う土砂災害、台風や大雪、竜巻など、様々な自然災害が頻発しています。自然災害が発生した時には、高齢者をはじめ障害者、子どもや病人など災害弱者になりやすい人は、避難活動や被災後の生活などに、より多くの困難を抱えます。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、援助を必要とする人々や女性などへの配慮が問題になった他、福島第一原子力発電所の事故による、根拠のない風評被害なども問題視されました。

アンケート調査結果では、被災者の人権で問題と感ずることとして、「プライバシーが守られないこと」や「避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかみや病気の悪化」、また、「差別的な言動や嫌がらせ」などが問題として意識されています。



災害による被災者等と人権問題は切り離せない関係にあり、社会全体で災害と人権のあり方について日常から考えておく必要があります。

特に本市では、近い将来に南海トラフ地震が発生すると予想されており、東南海・南海地震及び一般地震対策として「四万十市地域防災計画（地震・津波災害対策編）」が策定されています。今後も計画に沿った防災施策を推進していきますが、過去の事例などを教訓として、プライバシーの保護や要援護者等への配慮、男女のニーズの違い等に留意した取り組みが必要です。



## ■■ 取り組み方針 ■■

- 災害時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進
- 人権の視点に立った災害発生への対応

## ■■ 主な取り組み ■■

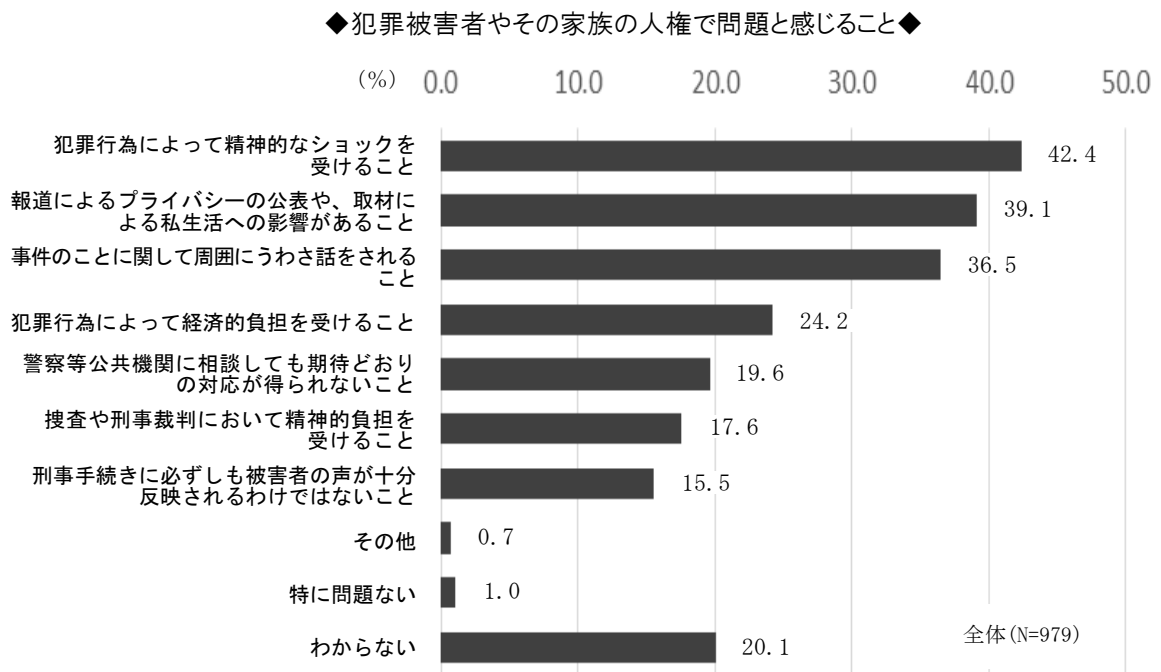
施策名	取り組み内容
災害時の人権への配慮に関する教育の推進	○学校等において、災害時、自らの生命を大切にすることはもちろん、他者の生命や人権も大切にすることを推進します。
災害時の人権への配慮に関する啓発の推進	○災害時に、全ての人の人権が適切に守られるよう、市民一人ひとりが、人権への配慮について意識を高めるための啓発活動を推進します。
人権の視点に立った災害時の対応	○災害時の支援や情報の伝達、情報の提供、避難所などの体制整備などにあたっては、人権に十分に配慮した運営等に努めます。 ○防災計画等において、プライバシーの保護や要援護者等への配慮、男女のニーズの違い等に留意するよう取り組みます。

## 【10】 犯罪被害者の人権

### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

様々な犯罪は、依然として後を絶たず、誰もが犯罪の被害者になる可能性があります。犯罪被害者とその家族は、事件に巻き込まれたことによる精神的なショックや、捜査・裁判等における負担感をはじめ、マスコミの報道や近隣住民との関わりにおいて二次的な被害も受けている状況があります。

アンケート調査結果では、犯罪被害者やその家族の人権で問題と感ずることとして、「精神的なショックを受けること」を筆頭に、「報道等によるプライバシーの侵害」、「周囲の噂話」などの回答が多く、その他、経済的負担や警察はじめ公共機関の対応の不十分さに対する回答も複数挙げられています。



犯罪被害者やその家族が、地域社会の中で安心して生活していくためには、市民一人ひとりが、そのような人が置かれている状況を正しく理解し、お互いに支え合う意識を持つことが必要です。

## ■■ 取り組み方針 ■■

- 犯罪被害者等の人権への配慮に関する教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実

## ■■ 主な取り組み ■■

施策名	取り組み内容
犯罪被害者等の人権への配慮に関する教育・啓発	○誰もが犯罪被害者になる可能性があることを考えるとともに、二次的な被害を起こすことのないよう、犯罪被害者の気持ちになって考えることができる教育や啓発を推進します。
犯罪被害者等への相談・支援体制	○関係機関や団体等との連携を強化するとともに、犯罪被害者等への適切な相談・支援体制の構築に努めます。

## 【11】性的指向・性自認

### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

人の恋愛や性愛の対象（性的指向）は様々で、異性愛の人、同性愛の人、両性愛の人などがあります。また、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識、いわゆる性自認（心の性）が一致しないため、社会生活に支障が生じる性同一性障害の人もいます。こうした多様な性に対する無関心や誤った認識が、偏見や差別を生み出し、性的少数者が、職場や学校などで不適切な扱いを受け、生きづらさを感じていることがあります。

平成 29（2017）年 10 月に内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査」によると、性的指向に関してどのような人権問題が起きていると思うかとの問いに対して、「差別的な言動をされること」が約半数（49%）にのぼるほか、「職場や学校等で嫌がらせやいじめを受けること」（35%）、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」（31.7%）、「就職や就学で不利な扱いを受けること」（29.1%）、などの回答が多くなっています。

本市の今回のアンケートでは項目として取り上げてはいませんでしたが、女性の人権についての設問の中で「女性だけを取り上げて問うことがおかしい」や「性について正しく理解する場が必要」といった意見も挙げられています。

心と身体の性が一致しないため社会生活に支障がある性同一性障害の人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、これまで様々な場面で差別を受けてきました。また、同性愛者・両性愛者の少数派の性的指向を持つ人々に対する偏見は根強く、職場を追われることさえもあります。

現在では、平成 16 年に施行された「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により一定の条件を満たせば戸籍上の標記等を変更できるようにはなりましたが、性同一性障害や性自認についての正しい理解や、性的指向は様々であるということの認識を深めるためのさらなる教育・啓発活動により、偏見や差別を無くすことが求められています。

### ■ ■ 取り組み方針 ■ ■

- 性の多様性についての理解を深めるための教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実

### ■ ■ 主な取り組み ■ ■

施策名	取り組み内容
意識啓発の推進と適切な対応	○性同一性障害や性自認についての正しい理解や、性的指向は様々であるということの認識を深めるための教育・啓発活動を行い、関係機関や団体等と連携した個々の事象への適切な対応に努めます。
安心できる相談・支援体制づくり	○相談者のプライバシーに配慮しながら、適切な対応や支援を行うことができるように、関係機関等との連携により相談窓口体制の充実に努めます。

## 【12】その他の人権問題

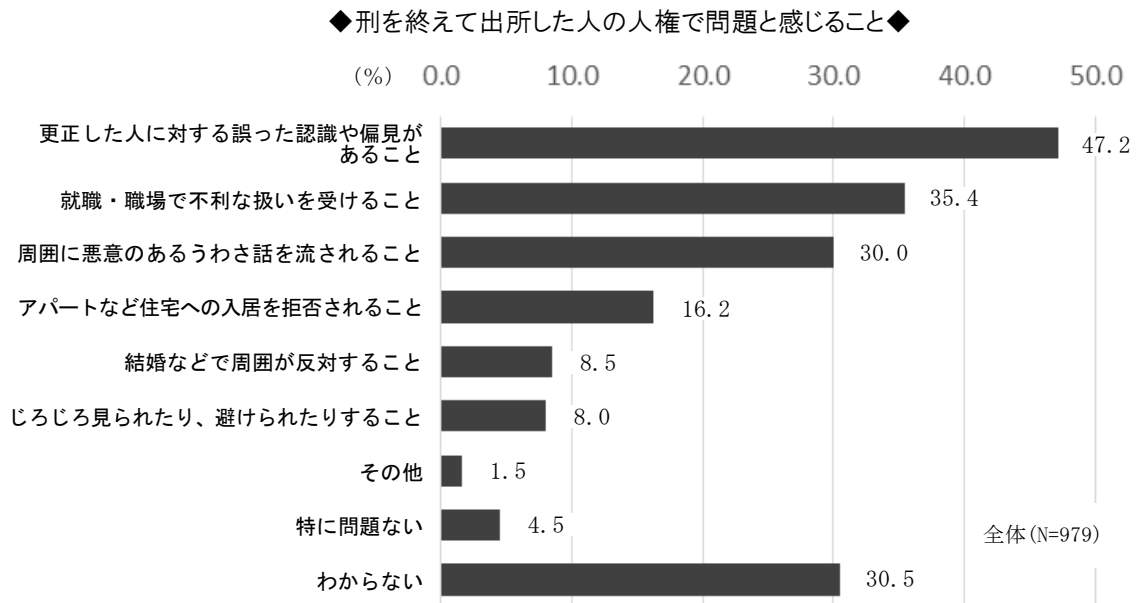
### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

これまで掲げてきた人権問題の他にも、今日の社会には、地域の特性や社会情勢を背景とした様々な人権問題が存在します。

#### (1) 刑を終えて出所した人の人権

刑期を終えて出所した人や、その家族に対しては偏見や差別の対象になる場合もあり、本人に更生の意識があっても、身元の引き受けや就労、住まいの確保などに厳しい状況があります。

アンケート調査結果では、刑を終えて出所した人の人権で問題と感ずることとして、「更生した人に対する誤解や偏見があること」を筆頭に、「就労等での不利な扱い」や「うわさ話」などの回答が多く挙げられています。



刑を終えて出所した人の社会復帰のためには、本人の強い更生意欲とともに、家族や職場・地域社会など周囲の人の理解と協力が必要です。

これらの人々に対する偏見や差別をなくすため、本市では毎年7月に、保護司会をはじめとする市内各種団体の協力のもと、市長を実行委員長とする実行委員会を結成し「社会を明るくする運動」を実施しています。

#### (2) 拉致被害者等の人権

拉致問題は、人の尊厳や基本的人権そのものの侵害であり、北朝鮮当局による重大な人権侵害です。国においては、平成18年に、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律が施行されましたが、依然として被害者の多くについて、その安否が不明な状態です。

国や県などと連携し、人権問題としての啓発活動が必要です。

### (3) ホームレスの人の人権

自立の意思がありながら、様々な事情から、公園などでの生活を余儀なくされている人々がいます。その中には、差別や偏見を受けている人も少なくありません。また、ホームレスの人に対する虐待や暴行なども発生しています。

就労機会の情報提供や生活の相談など、関係機関や団体等と連携した、様々な支援活動が必要です。

### (4) その他の人権問題

この他、アイヌの人々の人権をはじめ、人身取引など、人権問題は様々です。あらゆる人権問題に対して、全ての個人の尊厳が保たれ、全ての人が自分らしく生きて行けるように、社会や経済情勢、時代の流れに即した適切な対応や啓発、支援などが必要です。

## ■■ 取り組み方針 ■■

○あらゆる人権問題・人権課題への適切な対応

## ■■ 主な取り組み ■■

施策名	取り組み内容
意識啓発の推進と適切な対応	○刑を終えて出所した人の人権をはじめ、拉致被害者、ホームレスなど、広範囲にわたる人権問題について、差別や偏見を無くするための啓発や、関係機関や団体等と連携した個々の事象への適切な対応に努めます。
相談・支援体制の充実	○相談者のプライバシーに配慮しながら、あらゆる人権問題に対してそれぞれに適切な対応や支援を行うことができるように、関係機関等との連携により相談・支援体制の充実に努めます。

# 第4章 計画の推進にあたって

## 1. 関係機関等との連携の強化

人権問題の分野は、多岐にわたります。本計画の推進にあたっては、人権問題の周知・啓発や、問題への適切な対応のために、庁内関係部署との連携が欠かせません。また、庁内のみならず、国や県、周辺市町村との連携・調整をより一層強化し、様々な取り組みを推進します。

## 2. 市民・団体等との連携

人権施策の推進は、市民や企業、各種団体やマスメディア、NPOやボランティア団体などによる自主的、主体的な活動が不可欠であり、このような活動との連携や支援を図り、広報や情報提供を通じて、より幅広い参加を促進します。

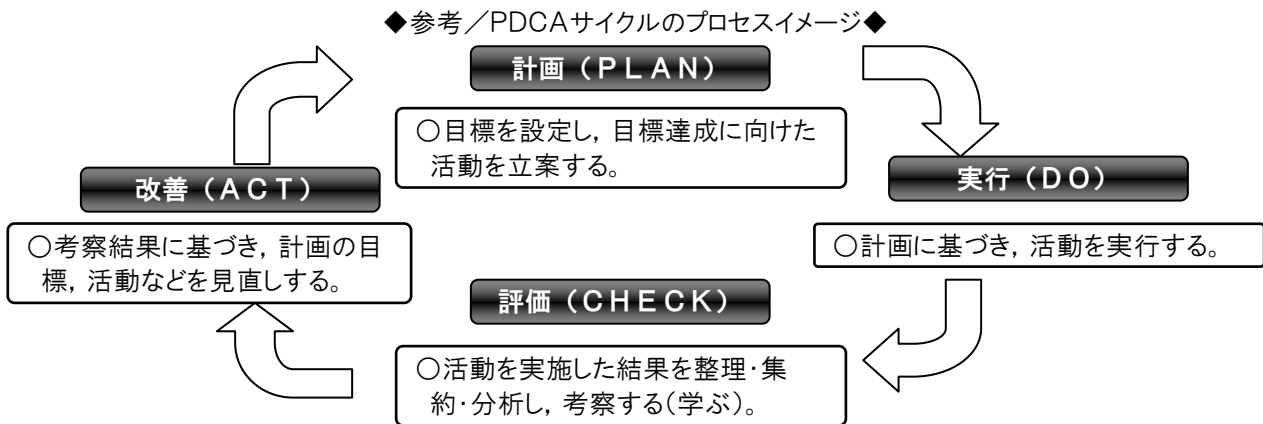
## 3. 四万十市人権尊重の社会づくり協議会との連携

四万十市人権尊重の社会づくり協議会は、学識経験者、公共的団体等の代表、公募市民などから構成される、本市の人権施策推進の一翼を担う組織です。本計画の推進にあたっては、四万十市人権尊重の社会づくり協議会との協議や連携・調整を踏まえながら、適切に取り組みを推進します。

## 4. 計画の進行管理

本計画は、計画期間の最終年度である令和8年度に改定を行うこととなりますが、改定作業にあたっては、計画に定めた内容を継続的に点検し、検討しておくことが必要です。

本計画の推進にあたっては、計画（PLAN）→実行（DO）→点検・評価（CHECK）→改善（ACT）に基づく進行管理（PDCAサイクル）を、より一層強化し、常に改善を図ります。また、部署間の連携や調整をこれまで以上に強化し、相互チェック機能や専門部署の見地からみた助言、協働体制の構築を目指します。



## 1. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成十二年十二月六日法律第四百四十七号)

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。



附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 2. 四万十市人権施策基本方針

2007年(平成19年)7月

### I 基本方針策定の趣旨

人類に大きな惨禍をもたらした二度にわたる世界大戦の反省と世界の平和及び安全を維持するために国際連合という国際機構が1945年6月に設けられました。第3回国際連合総会(1948年12月)で採択された「世界人権宣言」において、すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であるとうたわれています。

この理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、法の下での平等及び基本的人権の保障について定められています。

高知県においては、高知県総合計画の中に「人権」を主要な施策として位置づけ、さまざまな差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進してきました。

また、高知県議会(1995年3月)において、人権尊重の地域社会をめざす「人権宣言に関する決議」が行われています。

そして、県内に暮らすすべての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切に、大切にされる人権尊重の社会を築いていくために、「高知県人権尊重の社会づくり条例」(1998年4月)を施行しています。

本市においても、世界人権宣言及び日本国憲法に定められている理念に基づいて、これまで、旧中村市では総合計画に「人権の尊重」と「男女共同参画社会の推進」を、旧西土佐村においても振興計画に「人権教育の推進」と「男女共同参画」をそれぞれ重要施策と位置づけて人権課題の解決のために各種事業を実施してきました。

また、旧中村市では、人権に関する宣言(1996年)を、旧西土佐村では、「人権尊重の村」宣言(2001年)を行っています。そして、なかむら男女共同参画プラン(2003年3月)と西土佐村男女共同参画社会づくり計画(2004年3月)を策定しています。

2005年4月に合併した新市においては、合併協議会が策定した四万十市建設計画にある「新市建設の施策体系と重点施策」の「市民と行政が協働するまち」に示された青少年健全育成の推進、男女共同参画の推進、人権教育・啓発の推進を主要事業としています。

人権は、平和、環境とともに、21世紀のキーワードになっています。

四万十市では、差別のない、差別が受け入れられることのない、すべての人が人として尊重される豊かで平和な人権が尊重されるまちを実現させるための具体的な取り組みが必要です。

このため、あらゆる人権課題の早急な解決を図るための人権教育・啓発に関する市の取り組みと市民の取り組みをより一層促進させるために、人権施策の基本方針を定めます。

## II 基本理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が、自己決定権をもって社会において幸福な生活を営むために欠かすことができない権利です。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、すべての人々が人間としての尊厳や生命の大切さについて、理性と感性の両面から理解を深め、日常生活のあらゆる場面に生かすことが求められています。

また、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権を尊重することが求められています。

これらのことを踏まえて、四万十市の人権施策推進については、次のことを基本理念とします。

「誰もが命の大切さの理解を深め、自由で平等に社会に参加・参画し、喜びや生きがいを実感しながら生活のあらゆる場面で、お互いの多様な生き方を認め合い、人と人が支えあう地域の実現」

## III 推進方針

今後の人権施策の推進については、子ども、女性、高齢者、同和問題、障害者、ハンセン病・HIV感染者等、外国人など幅広い人権課題について共通する施策の方向性を示すとともに、それぞれの現状と課題を明らかにし、推進方針を定めます。

### 1 共通事項

#### (1) 人権教育・啓発の推進

- ① 就学前教育、学校教育、社会教育などのあらゆる場において基本的人権と個別な人権課題について正しい認識と理解を深め、人権意識の高揚を図るための人権教育を推進すること。
- ② 市民一人ひとりが人権課題についての関心と正しい認識を深め、人権尊重のまちづくりに向けて自主的に行動していけるよう、人権に関する講演会や研修会の開催、市広報、新聞、テレビ等の活用による広報、実践につなげることができる啓発パンフレットの作成と配付など、さまざまな機会を通じた啓発活動を推進すること。
- ③ 企業内研修の充実のため、体制の整備を支援すること。
- ④ 人権に関する家庭での学習を促進するため、人権に関する学習機会の提供や学習情報等の提供を行うこと。
- ⑤ 市職員、教職員、福祉・医療関係職員など人権に関わりの深い職業に従事する職員に対する人権研修を充実すること。
- ⑥ 人権教育に取り組む人材の養成を図ること。

(2) 相談・指導体制の充実

- ① 市民が人権侵害を受けたとき、その内容等について相談ができる体制の充実や、適切な指導・助言ができる人材の育成に努めること。
- ② 人権尊重の社会づくりに取り組む市民、非営利団体などの自発的な取り組みを支援すること。

(3) 調査・研究の推進

市民の人権意識の向上を図るために、効果的な人権施策の調査・研究を行うこと。

(4) 推進体制

- ① 行政と市民の責務を明らかにして、人権施策を総合的に推進すること。
- ② 行政と市民が協働して取り組める体制を整えること。
- ③ 国、公共団体、企業・団体等との緊密な連携を図ること。

## 2 個別事項

(1) 子ども

① 現状と課題

少子化や核家族化の進行、学力偏重による受験競争などにより、生活のゆとりの喪失や家庭・地域での子ども同士のふれあいの機会が減少するなど、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、非行、いじめ、不登校、児童虐待などの問題が生じているため、その早急な解決が求められています。

② 推進方針

子どもが一人の人間として尊重され、偏見や差別によって人権の侵害を受けることのない社会の実現を図るべきです。

ア 子どもの個性や人権を尊重した教育の推進

イ 子どもの人権に関して、社会的関心の喚起、意識啓発

ウ 家庭における親子の対話やふれあい、地域社会における生活体験や自然体験の機会の充実

(2) 女性

① 現状と課題

「女子差別撤廃条約」や「男女雇用機会均等法」から男女の平等及び女性の地位向上に対する取り組みは一步一步進んでいますが、人々の意識の中に形成された固定的な性別役割分担意識等からくる、就職や雇用の場における格差、セクシュアル・ハラスメントや家庭内での暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス）など、未だ、女性に対する直接、間接の差別が存在しています。

こうした差別の解消をはじめ、政策や方針決定の場など、あらゆる場における女性参加・参画を一層促進する必要があります。

## ②推進方針

女性に対するさまざまな差別を解消することにより、女性の人権が男性と対等、平等に尊重され保障される社会の実現を図るべきです。

ア 両性の尊厳・平等を目指す教育・啓発の推進

イ 女性への差別解消に向けた普及・啓発

＊雇用の場における実質的な男女平等

＊家庭生活や地域社会への男女共同参加

＊政策や方針決定への参画

＊女性に対するあらゆる暴力の根絶

## (3) 高齢者

### ① 現状と課題

高齢化社会の到来によって、高齢者の社会参加、雇用問題、人権侵害といった人権問題が生じています。また、地域の間人関係が希薄になり、地域の助け合いの力も弱くなっている現状も見られます。介護が必要な高齢者については、介護する家族の身体的・精神的・経済的負担が増えています。

高齢者が健康で安心して住むことができるように、福祉・医療サービスの充実、就労機会の確保、社会参加・交流機会の充実などの環境づくりが大きな課題となっています。

### ② 推進方針

高齢者が社会の一員として、人権が尊重され、健康で生きがいをもって生活している社会の実現を図るべきです。

ア 高齢者に対する理解の促進

＊加齢に伴う心身機能の低下に対する理解

＊財産管理や権利擁護などの制度の周知

イ 高齢者の社会参加の促進

＊地域での世代を越えた交流やふれあいの機会の充実

＊雇用や社会参加の充実

## (4) 同和問題

### ① 現状と課題

これまでの同和对策事業の実施により、対象地域の生活環境などは、一定の成果が見られます。しかし、児童生徒の学力や進路に関する問題、不安定な就労の実態、結婚差別、差別落書きの発生など同和問題に対する誤った知識や偏見が多く見受けられるなど課題が残されています。

### ② 推進方針

同和問題は、社会的歴史的背景から見ても重要な課題です。その解決に向けた取り組みを推進し、差別のない社会の実現を図るべきです。

ア 市民一人ひとりの課題であるという認識の普及・啓発活動

イ 同和地区内外の市民の交流を促進

(5) 障害者

① 現状と課題

障害のある人が地域の一員として活動し、自立した生活を送ろうとするとき、物理的な障壁（道路、建物、バスの段差など）や制度的な障壁（就職試験などでの差別）などが問題となっています。

中でも、大きな問題は、障害に対する理解が十分でない人たちの心ない言葉や行動によって障害のある人やその家族が、人間としての尊厳を傷つけられることであり、社会全体が障害について正しく理解することが必要であります。

② 推進方針

障害のある人もない人も、地域でともに生活できる社会の実現を図るべきです。

ア 障害や障害のある人に対する理解の促進

＊障害のある人との交流やふれあいの機会の充実

＊財産管理や権利擁護などの制度の周知

イ 障害のある人の社会参加の支援

＊ともに生きるための暮らしやすい環境づくり

＊雇用の促進や働きやすい環境の整備

(6) ハンセン病・H I V感染者等

① 現状と課題

ハンセン病、H I Vなどにかかった患者・感染者が、誤った認識や偏見などにより差別を受けている場合があります。

感染症についての正しい情報の提供と啓発活動などにより、患者・感染者やその家族の権利を守るための取り組みを進める必要があります。

② 推進方針

さまざまな感染症にかかった患者・感染者が差別を受けることなく、安心して治療を受け、地域でともに生活できる社会の実現を図るべきです。

ア ハンセン病・H I V感染者等の正しい情報の提供

イ 感染予防対策を通じた啓発活動の実施

(7) 外国人

① 現状と課題

国際化の進展とともに、外国人に対する偏見や差別などの人権問題が顕在化しています。

一般的には、アジアの人たちを軽視する傾向があり、歴史的・地理的に関係が深いアジアの近隣諸国についての理解や認識を深める必要があります。

② 推進方針

外国人にとっても暮らしやすい、差別や偏見のない地域社会の実現を図るべきです。

ア 外国人や外国との交流、国際理解の促進

イ アジアの近隣諸国についての理解を深めるための知識の普及

(8) さまざまな人権

① 現状と課題

それぞれの人々に関わって、さまざまな人権問題があります。

ア 犯罪被害者とその家族

イ 刑を終えて出所した人とその家族

ウ インターネットを悪用した人権侵害

エ 大人同士のいじめ

オ ネグレクト

その他に、全国的には、アイヌの人々の民族差別、野宿生活者、婚外子、性的マイノリティなどがあげられています。

② 推進方針

一人の人間として尊重され、偏見や差別によって人権の侵害を受けることのない社会の実現を図るべきです。

ア それぞれの人権についての理解を深めるための知識の普及と教育の推進

イ それぞれの人権に関する社会的関心の喚起、意識啓発

### 3. 四万十市人権尊重の社会づくり条例

#### 前 文

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。

これは、人類普遍の原理であり、世界人権宣言及び日本国憲法の理念である。

しかし、現実には、子ども、女性、高齢者、障害者、ハンセン病・H I V感染者等、外国人などに対する差別、同和問題といった人権に関する課題がある。真に一人ひとりの人権が尊重され明るく平和で豊かな住み良い社会をつくるためには、私たち一人ひとりが、人権に関する課題を共に考え、理解し、その解決のために協力し合うことが必要である。

誰もが命の大切さの理解を深め、自由かつ平等な立場で、社会に参加・参画し、喜びや生きがいを実感しながら生活のあらゆる場面で、お互いの多様な生き方を認め合い、人と人が支え合う地域の実現をめざして、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりのため、市及び市民（市内に在住する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。）の責務を明らかにすると共に、人権に関する施策の推進に関し必要な事項を定め、あらゆる人権に関する問題の解決への取組を推進し、人権が尊重される明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

#### (市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、人権が尊重される社会の環境づくりを図ると共に、  
人権意識の高揚を目的とする教育及び啓発に関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

#### (市民の責務)

第3条 市民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる生活の場において、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する人権施策の推進に協力するものとする。

#### (人権施策の推進)

第4条 市は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の行動計画(以下「行動計画」という。)を定めるものとする。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 行動計画の策定趣旨
- (2) 人権意識の向上を図る施策
- (3) 人権の課題別に取り組む施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

3 行動計画は、3年毎に見直すものとする。



(人権尊重の社会づくり協議会の設置)

第5条 人権施策の推進に関し、重要事項を調査審議するため、四万十市人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公共的団体等の代表 8人以内
- (2) 人権問題に関し知識及び経験を有する者 4人以内
- (3) 一般公募による市民 4人以内

3 委員の任期は、3年とする。ただし委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 市長は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であっても、これを解職し、又は解任することができる。

(諮問等)

第6条 市長は、必要に応じて人権施策を協議会に諮問するほか、行動計画を定めるに当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。

2 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、必要に応じ市長に意見を述べることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

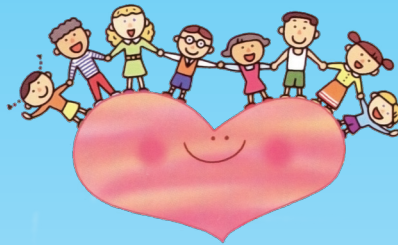
この条例は、平成20年1月1日から施行する。

#### 4. 四万十市人権尊重の社会づくり協議会委員名簿

	所属等	役職	氏名	備考
公共的団体等の代表 (7人)	四万十市区長会代表	会長	宮村 和輝	
	四万十人権擁護委員協議会 (西土佐地域)	代表	横山 恵美子	
	四万十市中村地区民生委員児童委員協議会	代表	宮下 貞子	
	四万十市身体障害者連盟	会長	宮崎 久則	
	四万十市老人クラブ連合会	会長	川村 博	
	四万十わかば更生保護女性会	会長	岡村 房枝	
	四万十市連合婦人会西土佐支部	会長	五味 八千代	
学識経験者等 (3人)	四万十市人権啓発講師 (西土佐地域)		大高 達人	
	四万十市人権啓発講師		光内 真也	
	部落解放同盟中村支部	支部長	北澤 勉	
一般公募 (1人)	教員OB		中山 典夫	
	合計		11人	

## 5. 四万十市人権尊重の社会づくり協議会開催経緯

年 月 日	内 容
令和2年 1月6日～ 1月27日	○四万十市「人権に関する市民意識調査」の実施
令和3年 1月18日	○令和2年度 第1回 四万十市人権尊重の社会づくり協議会 (1) 第二次行動計画進捗状況調査 報告 (2) 四万十市人権に関する市民意識調査 報告 (3) 第三次 四万十市人権施策行動計画(素案)について
令和3年 2月22日	○令和2年度 第2回 四万十市人権尊重の社会づくり協議会 (1) 第三次 四万十市人権施策行動計画(案)について
令和3年 3月1日～ 3月15日	○パブリックコメント



第三次

## 四万十市人権施策行動計画

編集・発行

四万十市 市民・人権課  
(人権啓発センター)

〒787-0011 四万十市右山元町1丁目3-17

Tel/Fax 0880-34-5751

